

第2章 災害予防計画

実施担当の表記について

実施担当については、奈良市災害対策本部規程に定める、災害対策本部組織の班名で示す。奈良市災害対策本部規程によらない実施担当については、括弧書きで示す。

法令 奈良市災害対策本部規程別表第2

第1節 災害軽減のための計画

第1項 水害予防計画

[本部事務班、土木復旧第一班、消防班、(国)、(県)]

水害の未然防止や被害軽減のため、河川・水路、ため池、ダム、下水道等を整備するハード対策と警戒避難体制を整備するソフト対策の両方を推進する。

1 河川・水路の改修等 [土木復旧第一班、(国)、(県)]

(1) 国土交通省・奈良県管理の一級河川

降雨等により水害が発生するおそれのある市域の一級河川については、国土交通省や県において年次計画により改修する。

(2) 市管理の河川・水路

降雨等により水害が発生するおそれのある市域の河川・水路については、市において年次計画により改修する。

(3) 特定都市河川及び特定都市河川流域

大和川流域が特定都市河川として指定されており、近畿地方整備局長、奈良県知事及び同流域25市町村の長が共同して策定した大和川流域水害対策計画に基づき整備されている。

(4) 大和川流域総合治水対策

総合的な治水対策として、大和川流域にあるため池を治水利用する。また、公共・公益施設等に雨水貯留浸透施設を設置することにより、下流域における洪水被害を防止し軽減を図る。

大和川流域総合治水対策の一環として、雨水貯留浸透施設については、辰市小学校、京西中学校、大安寺西小学校、登美ヶ丘中学校、富雄南中学校、平城中学校及び飛鳥中学校の7校で対策が実施済である。

第2章 災害予防計画 第1節 災害軽減のための計画

(5) 重要水防箇所及び主要井堰・排水門・取水門

管内の水防区域のうち、洪水の公益上に及ぼす影響の特に大きい区域が重要水防箇所として指定されている。

(6) 災害復旧資機材の備蓄

河川管理者は、災害により損害を受けた河川構造物や河川管理施設を速やかに応急修理できるよう、災害復旧資機材の備蓄に努める。

資料9 重要水防箇所一覧表

資料10 特定都市河川一覧表

資料11 特定都市河川流域図

資料12 主要井堰等一覧表

2 水害防止対策の推進 [本部事務班、消防班]

市は、国又は県が行う水位情報、洪水浸水想定区域の公表に基づいて、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。

(1) 水位情報の公表

国及び県は、管理河川のうち、水位観測所を設置した河川においては、その水位の状況の公表を行う。

(2) 水防警報の発表（水防法第16条）

- 1) 国は、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、直ちに県に通知する。
- 2) 県は、管理河川のうち、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行う。
- 3) 県は、上記1)により通知を受けた場合は、直ちに市（水防管理者）に通知する。
- 4) 市（水防管理者）は、水防警報が発せられ、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めるときに、消防機関を出動又は、出動準備させる。

本市に係る水防警報河川

国指定：佐保川、木津川

県指定：富雄川、佐保川、秋篠川、地藏院川、岩井川、能登川

- ・水防警報は、気象予報、水位等の状況により、水防活動（避難活動ではない）を行う必要の有無を判断して発表される。
- ・水防警報の伝達先は水防関係者、水防関係機関だけでよく、市民等への周知は必要に応じてよい。
- ・水防警報河川は、さらに洪水予報河川又は水位周知河川のどちらかに指定されることになっており、本市の水防警報河川は全て水位周知河川に指定されている。

(3) 避難判断水位到達情報の発表（水防法第13条）

洪水により相当な損害を生じるおそれがある河川については、水防法により国又は県が水位周知河川に指定し、円滑な避難のため、避難判断水位を設定し、河川水位がこれに達したときは、国又は県より市に通知されるとともに、報道機関等を通じて住民等にその旨が水位を示して周知される。

さらに、本市は避難判断水位に到達した旨の情報等の伝達方法を住民に周知させる措置を講じる。

本市に係る水位周知河川

国指定：佐保川、木津川

県指定：富雄川、佐保川、秋篠川、地藏院川、岩井川、能登川、高瀬川

- ・避難判断水位とは、氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位
- ・氾濫注意水位（警戒水位）とは、水防警報が発表され水防団が出動する目安になる水位
- ・避難判断水位到達情報は、市長による避難指示等発令の目安として発表される。
- ・避難判断水位到達情報は、市民等への周知が必要

(4) 洪水浸水想定区域の指定・公表（水防法第14条）

国又は県は、水位周知河川が氾濫した場合に、浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される浸水深を公表する。

本市に係る洪水浸水想定区域図

国指定・公表：大和川水系佐保川洪水浸水想定区域図、淀川水系木津川上流域洪水浸水想定区域図

県指定・公表：大和川水系富雄川洪水浸水想定区域図、大和川水系佐保川洪水浸水想定区域図、大和川水系秋篠川洪水浸水想定区域図、大和川水系地蔵院川洪水浸水想定区域図、大和川水系岩井川洪水浸水想定区域図、大和川水系能登川洪水浸水想定区域図、大和川水系高瀬川洪水浸水想定区域図

(5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保（水防法第15条）

- 1) 市域に水防法による浸水想定区域の指定があった場合、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により市民に周知する。

水防法改正に伴い想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の指定があったことにより、土砂災害警戒区域や避難所などを示した洪水ハザードマップを令和5年度に新たに作成し、市民及び事業者に配布している。

ア 洪水予報等の伝達方法

- ア) 広報車
- イ) 防災スピーカー（同報系防災行政無線）
- ウ) 電話、FAX
- エ) ホームページ、電子メール、緊急速報メール、SNS（Facebook、X他）等

イ 避難施設その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- ア) 浸水の際に想定される水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえて指定した洪水時の避難所について、周知を図る。
- イ) 避難経路については、基本的には住民各自の判断に任せるが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難指示等を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、要配慮者の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう自治会や自主防災防犯組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

避難行動要支援者の避難については、奈良市避難行動要支援者避難支援プランの作成により、円滑かつ速やかに行えるよう努める。

- ウ 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地並びに当該施設への洪水予報等の伝達方法

- 2) 上記ウにより市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該地下街等又は要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を国土交通省令で定めるところにより作成し、これを市長に報告するとともに、公表しなければならない。

資料13 要配慮者利用施設の名称、所在地、情報伝達系統（洪水浸水想定区域内）

資料14 奈良市ハザードマップ

3 ため池の改修〔土木復旧第一班〕

ため池で降雨等により堤防決壊のおそれのあるものについては、それらの管理者及び所有者等に対して、改修や補強等の措置を取るよう指導していくとともに、雨期における貯水制限や余水吐の流水の妨げとなる障害物の除去等の管理行為について指導していく。

資料15 防災重点農業用ため池一覧表

4 ダムの管理者に対する要請〔土木復旧第一班〕

降雨等に際してダムが決壊したり、放水の誤操作などにより下流域に水害を発生させないために、管理者に対して適切な措置を取るよう要請していく。

資料16 ダム一覧表

5 下水道整備計画〔土木復旧第一班〕

公共下水道の排水区域内における市街地の浸水は、公共下水道の管渠と都市下水路及び関連流末河川事業の完成によって安全性の向上が図れるため、引き続き関連事業と整合のとれた計画とする。

なお、旧市街地においては、ほぼその完成を見ているものの、排水区域内の土地利用形態の変化に伴い、浸透域が減少し、雨水の流出量が増大しているため、それに見合った整備方策を検討し、計画の策定を行う。

6 地下空間における浸水対策〔消防班、土木復旧第一班、（近畿日本鉄道）〕

地下空間が豪雨や洪水により短時間で浸水した場合には、電気設備の浸水による停電や地下空間の天井までの冠水など大きな被害を受けるおそれがある。そこで、こうした観点を踏まえた対策として、以下に示す事項の推進を図る。

第2章 災害予防計画 第1節 災害軽減のための計画

- (1) 地下空間における豪雨及び洪水に対する危険性の周知及び啓発
- (2) 地下空間の管理者に対する避難体制確立の指導

第2項 土砂災害予防計画

[本部事務班、土木復旧第一班、土木復旧第二班、（県）、（奈良地方気象台）]

土砂災害の未然防止や被害軽減のため、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区の対策工事等のハード対策と警戒避難体制を整備するソフト対策の両方を推進する。

1 地すべり対策 [土木復旧第一班、（県）]

市域の地すべりによる災害を防止するため、現に地すべり運動が発生している地域ないしは地すべり運動が起こるおそれのある地域の現況を把握し、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう県に要請する。

(1) 地すべり危険箇所と地すべり防止区域の定義

1) 地すべり危険箇所

ア 地すべり危険箇所調査要領（平成8年10月、建設省河川局砂防部傾斜地保全課）に基づく調査により抽出される。

イ 地すべり等防止法第51条に基づく国土交通省所管になりうる箇所である。

ウ 地すべりが発生し、河川や道路、人家、公共施設等に被害を与えるおそれのある箇所である。

エ 地形的に判読して設定されたものであるため、法規制の対象となるものではない。

2) 地すべり防止区域

地すべり防止工事を行う等、地すべりによる災害を防止するため、国土交通大臣又は農林水産大臣が「地すべり等防止法」（昭和33年法律第30号）第3条に基づき指定する区域をいう。

（※農林水産大臣指定の地すべり防止区域は山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区）として扱われ、「地すべり危険地区」と呼ばれる。）

(2) 地すべり危険箇所と地すべり防止区域の現況

県による「地すべり危険箇所・地すべり危険地区」調査並びに空中写真判読によると、市域において地すべりが発生しやすい地域は、特に市の東部山地ないしは山麓地域に分布している。

(3) 地すべり対策事業の現況と計画

県は、地すべり防止区域での地すべり対策工事を施工するとともに、地すべり危険箇所においても、危険度が高く地すべり防止区域の指定が可能な箇所から対策工事を順次実施していく予定である。

資料17 地すべり危険箇所

2 急傾斜地対策〔土木復旧第一班、（県）〕

市域の急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、崩壊危険のある自然斜面並びに人工斜面の現況を把握し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適當な場合、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう県に要請する（ただし、自然斜面に限る。）。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所と急傾斜地崩壊危険区域の定義

1) 急傾斜地崩壊危険箇所等

ア 「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領（平成11年11月、建設省河川局砂防部傾斜地保全課）」に基づく調査により抽出される。

イ がけ崩れが発生し、人家や公共施設等に被害（県）を与えるおそれのある斜面のことで、傾斜 30° 以上、高さ5m以上の急傾斜地で以下のように分類される。

ア) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

被害想定区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても、官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設等のある場合を含む。）ある箇所

イ) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所

ウ) 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ

被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

ウ 地形的に判読して設定されたものであるため、法規制の対象となるものではない。

2) 急傾斜地崩壊危険区域

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条に基づき、急傾斜地崩壊による災害を防止するため行為制限をする必要がある土地の区域で、県知事が指定したものをいう。この区域では、所有者等に崩壊防止工事が義務づけられ、あるいは県が崩壊防止工事を実施することとされている。

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所と急傾斜地崩壊危険区域の現況

県による「急傾斜地崩壊危険箇所」調査並びに災害実績や地形及び地質的観点から、市域において崩壊が発生しやすい箇所は、市の東部地域では春日断層崖や田原断層沿いの斜面に分布しており、土石流危険渓流と重複している場所もいくつか認められる。また、月ヶ瀬地域や都祁地域にも多く分布している。

(3) 急傾斜地対策事業の現況と計画

県では、急傾斜地崩壊危険区域において対策工事を施工しており、さらに崩壊危険度の高いところから年次計画にしたがって、崩壊防止対策事業を継続して順次実施していく予定である。

(4) 行為の制限

急傾斜地崩壊危険区域においては、崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為は法律に基づいて規制し、地域の保全を図る。

資料18 急傾斜地崩壊危険箇所

3 土石流対策〔土木復旧第一班、（県）〕

市域の土石流による災害を防止するため、溪流の地形、土質、植生などの特性からその危険性の現況を把握し、かつ砂防指定地との関連性をも考慮して、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう県に要請する。

(1) 土石流危険溪流、土石流危険区域及び砂防指定地の定義

1) 土石流危険溪流

ア 「土石流危険溪流及び土石流危険区域調査要領（案）（平成11年4月、建設省河川局砂防部）」に基づく調査により抽出される。

イ 土石流が発生し人家や公共施設等に被害を与えるおそれのある溪流のことで、以下のように分類される。

1) 土石流危険溪流Ⅰ

土石流危険区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設のある場合を含む。）ある場合の当該区域に流入する溪流

1) 土石流危険溪流Ⅱ

土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する溪流

1) 土石流危険溪流に準ずる溪流Ⅲ

土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する溪流

ウ 地形的に判読して設定されたものであるため、法規制の対象となるものではない。

2) 土石流危険区域

土石流危険溪流から土石流が発生した際、土石流の堆積や氾濫が予想される区域をいう。

3) 砂防指定地

「砂防法」第2条に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定するものをいう。

(2) 土石流危険溪流の現況

県による「土石流危険溪流」調査、砂防指定地並びに災害実績や地形及び地質的観点から、市域において土石流が発生しやすい危険溪流は、市の東部地域では春日断層

第2章 災害予防計画 第1節 災害軽減のための計画

崖や田原断層沿いの斜面に集中しており、急傾斜地崩壊危険箇所と重複している場所もいくつか認められる。また、月ヶ瀬地域や都祁地域に分布するとともに、西部地域の丘陵地でも富雄川付近に数箇所みられるが、宅地造成に伴う地形改変により、溪流形態を示さなくなっているところもある。

(3) 土石流対策事業の現況と計画

県では、砂防指定地及び土石流危険溪流を主対象に対策工事を施工しており、さらに土石流発生危険度の高いところから年次計画にしたがって、防止対策事業を継続して順次実施していく予定である。

資料19 土石流危険溪流

4 土砂災害警戒区域等における防災対策〔本部事務班、（県）〕

市及び県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備及び建築物の構造規制に関する所要の措置を定めること等により土砂災害の防止のためのソフト対策を推進する。

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行う。

(2) 指定区域内での開発規制

県は、土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

(3) 警戒避難体制等

市域に土砂災害警戒区域が指定された場合、市は次の措置を講じる。

- 1) 警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定める。
- 2) 警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を地域防災計画に定める。
- 3) 国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

※ 急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流、地すべり危険箇所及びその周辺について

て、土砂災害警戒区域等が指定されていない地域においては、土砂災害警戒区域等に準じた処置を講ずるよう努める。

資料20 土砂災害警戒区域一覧表

資料21 要配慮者利用施設の名称、所在地、情報伝達系統（土砂災害警戒区域内）

5 土砂災害警戒情報等の発表〔本部事務班、（県）、（奈良地方気象台）〕

(1) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、奈良県と奈良地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(2) 気象庁ホームページ

気象庁は、常時、土砂災害警戒情報を補足するための情報として次の情報を公表している。

- 1) 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）
- 2) 大雨に関する気象情報

(3) 奈良県土砂災害・防災情報システム

県は、常時、土砂災害警戒情報を補足するための情報として次の情報を公表している。

- 1) 土砂災害危険度情報（土砂災害警戒判定メッシュ1km及び5km）
- 2) 雨量現況図
- 3) 大雨に関する気象情報

6 山地災害対策〔土木復旧第一班、（県）〕

市域の山地災害を防止するため、山腹の地形、土質、植生などの特性からその危険性の現況を把握し、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう県に要請する。

(1) 山地災害危険地区の定義

- 1) 「平成7年10月20日付林野庁7林野治第2914号山地災害危険地区調査要領」に基づく調査により抽出される。
- 2) 山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が発生又は発生のおそれのある林野で、その危害が人家又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区をいい、以下のように区分される。

第2章 災害予防計画 第1節 災害軽減のための計画

ア 山腹崩壊危険地区

がけ崩れのおそれがある地区

イ 崩壊土砂流出危険地区

土石流のおそれがある地区

ウ 地すべり危険地区

地すべりのおそれがある地区

農林水産大臣が「地すべり等防止法」第3条に基づき指定する区域も該当する。

(2) 山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区の現況

市域では、特に市東部の山地に集中している。

(3) 山地災害対策事業の現況と計画

集中豪雨等により発生する山地災害の実態を踏まえ、森林法による「森林整備保全事業計画」に基づき、きめ細かな防災措置を講じるため、関係機関との連携を保ちながら総合的な山地災害対策を推進する。

資料22 山地災害危険地区（治山）

参考：土砂災害危険箇所と山地災害危険地区			
種別	所 管	土砂災害危険箇所・山地災害危険地区	災害の通称
土砂災害 危険箇所	国土交通省	土石流危険渓流	土石流
	奈良県県土マネ ジメント部	急傾斜地崩壊危険箇所	がけ崩れ
		地すべり危険箇所	地すべり
山地災害 危険地区	林野庁	崩壊土砂流出危険地区	土石流
	奈良県水循環・森 林・景観環境部	山腹崩壊危険地区	がけ崩れ
		地すべり危険地区	地すべり

7 宅地防災対策 [土木復旧第二班]

(1) 宅地造成工事規制区域の定義

丘陵地帯の傾斜地における宅地造成に伴い、土砂災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする区域において、がけ崩れや土砂の流出等による災害を防止するために、「宅地造成等規制法」に基づいて指定された規制区域をいう。

(2) 宅地造成工事規制区域の現況

「宅地造成等規制法」に基づき、昭和41年3月12日から東部の山地を除く丘陵部一帯、約5,150haの土地について規制法の適用を受けており、同区域内における宅地造成については、災害を防止するため必要な行政指導を行っている。

(3) 宅地防災対策の現況と計画

1) 規制区域内防災パトロールの実施

宅地造成工事規制区域内で行われている宅地造成工事については、点検、指導を進めるとともに、防災パトロールを定期的を実施する。危険箇所に対しては、土地所有者、造成主、施工業者など関係者の聴聞を速やかに実施し、必要な防災処置を行うよう指導する。

2) 都市計画法に基づく開発行為の許可申請に係る行政指導

昭和45年12月28日に市街化区域と市街化調整区域が区域区分され、同法の開発許可制度の適用を受けることになったため、市長は、開発行為の許可に際して災害防止、環境保全に対する必要な行政指導を行う。

(4) 被災宅地危険度判定対策

1) 被災宅地危険度判定士の登録の推進

被災宅地危険度判定士養成講習会への職員の受講及び職員の判定士登録を促進する。

2) 被災宅地危険度判定用資機材の備蓄

県と協議の上、判定用資機材の備蓄に努める。

3) 登録者名簿の管理

被災宅地危険度判定士の名簿は土木復旧第二班で管理する。

8 液状化予防関係 [土木復旧第二班]

(1) 液状化可能性地域

震度5弱以上の地震により液状化発生の可能性がある地域は、富雄川、秋篠川、佐保川各流域の砂地盤であり、各ライフライン施設は被害を受けやすい。

(2) 液状化対策について

地盤に液状化の可能性がある場合、事業者に次の対策等を講じる必要がある。

1) 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。

2) 締固め、置換、固結等の有効な地盤改良を行う。

3) 基礎杭を用いる。

第3項 火災予防計画

[本部事務班、消防班、土木復旧第一班、土木復旧第二班]

火災予防対策として出火防止や初期消火の技術指導、火災拡大要因の除去を行う。
また、消防力及び消防水利の整備と増強に努める。

1 出火防止・初期消火 [消防班]

火災に伴う被害を最小限に軽減するために、以下の対策を実施する。

特に、大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によるところが大きい。

- (1) 各種集会、広報媒体を通じて、出火防止に関する知識、初期消火の技術指導の普及を図る。
- (2) 震災等、災害時における初期消火の実効性を高めるために、家庭、地域、事業所等における消火器、消火バケツの普及指導を行う。
- (3) 地域及び事業所等における自主的な防災組織に対して、防災訓練を通じて出火防止と初期消火の知識、技術を修得させる。
- (4) 防災体験装置の利用促進を図り、地震、消火の体験実習を行う。

2 火災拡大要因の除去 [土木復旧第二班、消防班]

市街地大火を防止するため、市及び関係機関は以下の建築物不燃化対策を実施する。

- (1) 「都市計画法」に基づく防火地域又は準防火地域内の建築物の防火規制の強化を図る。
- (2) 建築物の新築、増改築に際しては、建築物確認申請受付時の建築物不燃化指導等「建築基準法」に基づく指導を行う。
- (3) 百貨店、旅館等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性能を常時適正に確保するため、防災、避難施設等の診断及び「建築基準法第12条」に基づく定期報告制度の活用により、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

3 消防力・消防水利の整備 [消防班]

- (1) 消防施設の整備充実

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）及び「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づいて、計画的に消防施設の整備充実を図る。

(2) 自衛消防組織の充実

一定の大規模建築物等について地震等の特殊性を十分加味した消防計画を樹立して自衛消防組織（消防法第8条の2の5）を確立する。

訓練を重ねて実施するとともに、日常の保安管理について責任分担を明確化し、防火管理を計画的、組織的に推進できるよう指導する。

また、一定規模を有する事業所において設置が義務付けられている自衛消防組織（消防法第8条の2の5）に対して、防火管理を計画的、組織的に推進できるよう指導・助言を行う。

(3) 消火栓以外の水利確保と活用

大地震等、災害発生時には消火栓等が使用不能となることが予想されるので、以下に示す水利をもって火災防御の対策とする。

なお、消火栓以外の水利であっても災害に伴い一部使用不能となることがあるので、これらの点も考慮して実態の把握と積極的な水利開発に努める。

1) 活用可能水利の実態把握

ア 河川、池等の水量、使用可能限界量、接岸可能性等の実態把握と活用計画

イ 耐震性貯水槽の整備計画とプール等の実態把握

ウ その他の応急的な水利の実態把握と活用計画

2) 水利活用上制約されるもの

ア 木造建築物の直近にある水利

イ 電源を必要とする水利

ウ 飲料水専用とされている水利

エ 狭隘な進入路にある水利

オ 軟弱な地盤にある水利

(4) 消防団の活性化

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進等により、組織強化に努める。

また、消防団協力事業所表示制度の活用など、被雇用者団員の活動環境の整備、処遇の改善、機能別分団員の確保などによる組織の強化に努める。

4 救急・救助体制の整備 [本部事務班、消防班]

(1) 救急隊員・救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急・救助の高度化を図るため、高規格救急自動車の整備拡充、救助工作車・救助用資機材・救急業務高度化資機材・高度救助用資機材の整備及び救急救命士の活用に努める。

(2) 市民に対してAEDを用いた心肺蘇生法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

(3) 災害時に救急隊員が救護所等において負傷者のトリアージが適切に実施できるよう

第2章 災害予防計画 第1節 災害軽減のための計画

研修の実施に努める。

- (4) 市民が地域レベルでの防災活動の用に供するため、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキその他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。
- (5) 市が保有する救助資機材だけでは不足する場合に備えて、民間団体の重機等の提供が受けられるよう協力体制の整備に努める。

5 相互応援体制の確立 [消防班]

災害時における消防活動の万全を期すため、必要な協定を結び相互応援体制を確立する。

資料23 消防相互応援協定

6 林野火災対策 [消防班、土木復旧第一班]

(1) 地域別分布状況

管内の国有林、県有林及び私有林を資料集に示す。

資料24 国有林・県有林及び私有林一覧表

(2) 林野火災予防意識の普及啓発

- 1) 報道機関及び林野関係機関の協力を得て、市民一般に周知するとともに、休憩所、又は標示板を利用しての防火標語の掲示
- 2) タバコの吸がらの投げ捨て防止の徹底
- 3) 火入れに関する市への許可申請と火入れ時の防火設備の備えと後始末の徹底
- 4) たき火等の行為を行う場合の消火準備、後始末の徹底

(3) 消火体制の確立

- 1) 山林所有者、山林作業者、県及び奈良森林管理事務所との連絡の緊密化並びに山野の地水利、森林の状況の把握
- 2) 林野火災用機材等の整備
- 3) 輸送及び通信（有線、無線、その他）の連絡、調整

(4) 山林防火パトロールの強化

- 1) 広報車等により、ハイキングコース等での禁煙の呼びかけ及び巡回広報の実施
- 2) 強風時や乾燥時等の気象状況により、火災の発生危険及び拡大危険がある場合の山林やハイキングコースにおけるたき火、タバコ火の注意、指導の実施

(5) 警戒業務

- 1) 次のような気象時には、広報車及び地域的な放送設備を活用して行楽客や市民に啓発を行い、火災発生危険の排除を図る。
 - ア 火災気象通報などの発表時
 - イ 火災警報発令時

ウ その他、消防局長・消防署長が必要と認めたとき

第4項 農林予防計画

[土木復旧第一班]

災害に備えて、農林地、農林業用施設、農作物、林産物及び家畜等の被害防止や被害の軽減のため、農林業者に対して、関係機関の協力を得て指導を行うとともに、農林業用公共施設の保全を図る。

1 防災営農技術の確立及び普及

防災営農を推進するため、関係機関及び各種団体の協力を得て、災害に強く被害を最小限に食い止めるための技術を確立する。

また、気象情報等を末端農家へ適切に提供することにより、農林災害予防に対処する。

2 農地及び農業用施設に対する措置

(1) 農地関係の被害

- 1) 河川やため池の氾濫
- 2) 堤防の決壊に起因した農地の流失や農地畦畔の崩壊
- 3) 押し流された土砂の埋積
- 4) がけ崩れ及び地すべりによって生ずる農地の荒廃

(2) 農業用施設の被害

- 1) 用排水路及びため池等の堤防決壊
- 2) かんがい用井堰の流失
- 3) 農道の崩壊等

これらの被害については、状況によっては応急工事实施のため資機材の確保等に努め、原形復旧に重点をおいて復旧するものとし、被災の原因を早急に究明して、被災を繰り返さないように対処する。

なお、土地改良事業として、ため池整備事業を積極的に推進し、災害を未然に防止する適切な計画を推進する。

3 林地及び林産物に対する措置

市は林業経営者に対し、森林組合等関係機関を通じて林地及び林産物被害防止に必要な技術指導を行う。

また、林道等の被害に対処するために、適切な維持管理に努め平常時から整備を図る。

4 家畜等に対する措置

災害発生時に急速にまん延するおそれがある家畜伝染病に対処するために、畜産関係団体、家畜保健衛生所の協力を得て伝染病の発生予防に万全を期すよう努める。

さらに国の防疫方針に基づき、県の指示に従って家畜伝染病のまん延を予防する。

第2節 災害に強いまちづくり計画

第1項 防災都市計画

[土木復旧第一班、土木復旧第二班]

災害発生時でも各種の都市施設が致命的な損壊を被ることなく、必要最小限の機能が果たせるように施策を推進する。関連する施策については「奈良市国土強靱化地域計画」に基づき総合的かつ計画的に推進する。

1 都市の防災構造化の推進 [土木復旧第二班]

災害に強いまちづくりのため、防災に資する各種都市施設を都市計画に位置づけ、総合的、一体的整備を図る。

都市の防災構造化にあたっては、市街地再開発事業や土地区画整理事業等により、防災空間の確保や木造老朽住宅の密集地の改善に努めるとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市施設の整備に努める。

2 建築物の不燃化促進 [土木復旧第二班]

市街地主要部分の不燃化を促進するため、以下のとおり防火地域及び準防火地域の指定を行うとともに、防災上重要な地域を中心としてこれらの地域の見直しを図る。

(1) 防火地域・準防火地域

市街地における延焼及び類焼による被害の拡大を防除する必要があると認められる地域について、防火地域又は準防火地域を定める。

なお、特に公共施設等の適切な整備にあわせて建築物の不燃化により防災性の高い市街地空間の形成を図るべき地域については、原則として防火地域を定めるものとしている。

(2) 市営住宅の不燃化

「奈良市営住宅ストック総合活用計画」に基づいて、既存の木造住宅等は、地域性、老朽度等を考慮し、順次用途廃止する。

3 道路と橋りょうの整備 [土木復旧第一班]

災害時に道路は、避難行動、緊急物資の輸送、救援活動等の通行路線としての機能ばかりではなく、火災の延焼防止の機能を持ち合せている。

不規則に築造された道路は、災害時に大きな障害となる。都市計画道路の早期完成を図るとともに、今後開発される地区については、防災上十分検討を加えて道路と橋りょう

うの新設と整備を促進する。

- (1) 避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進する。
- (2) 地震により、道路の盛土箇所、法面からの落石、よう壁の崩壊等が想定される危険箇所の点検を実施し、対策の必要な箇所について順次補強工事の実施を図る。
- (3) 橋りょう等（道路橋、横断歩道橋等）の新設、架換えにあつては、「道路橋示方書」に基づいた耐震性を備えた橋りょう等を整備する。

また、既設の橋りょう等については、補強等の対策が必要な橋りょう等について、緊急度の高いものから順次対策を実施する。

4 下水道の整備 [土木復旧第一班]

排水不良は、災害時の浸水等による被害を一層大きくするので、これに対処するため、下水道整備計画に基づき順次整備を推進する。

5 公園の活用 [土木復旧第一班]

都市の公園は、環境保全の場としてだけでなく、災害時の避難場所や災害の緩衝地帯の機能を果たしている。

したがって、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等を含め、避難場所等として有効に活用する。

6 公共土木施設の耐震化 [土木復旧第二班]

既存の公共施設の地震に対する安全性を確保するため、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。

7 共同溝・電線共同溝の整備 [土木復旧第一班]

地震時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進する。

第2項 建築物予防計画

[総務対策班、土木復旧第二班、避難所統括班]

老朽建築物、不特定多数が使用する特殊建築物、工事中の建築物に対して、災害予防措置の指導を行う。

また、既存建築物の耐震化を促進する。

1 建築物災害の予防 [土木復旧第二班]

老朽建築物について、危険であるとの住民からの連絡により、その都度構造や危険度等を調査する。

危険であると認められた場合は、補修等の必要な措置の指導及び窓ガラス、外装材等の落下物の予防措置の指導を行う。

2 特殊建築物災害の予防 [土木復旧第二班]

学校、病院、百貨店等の不特定多数が使用する特殊建築物については、特に査察を実施し、その結果に応じて必要な助言や指導を行う。

3 建築物の耐震対策 [土木復旧第二班、避難所統括班]

既存建築物の耐震化を、「奈良市耐震改修促進計画」に基づき促進する。

(1) 住宅（民間、市有）の耐震診断・耐震改修

住宅（戸建て住宅、共同住宅）の耐震化率を95%とすることを目標とする。

(2) 多数の者が利用する建築物（民間）の耐震診断・耐震改修

多数の者が利用する建築物（民間）の耐震化率を95%とすることを目標とする。

(3) 公共建築物（市有建築物）の耐震診断・耐震改修

多数の者が利用する建築物（市有）の耐震化率を100%、その他の市有建築物については建築物の用途や立地条件を踏まえた耐震化促進の優先順位を設定し、効率的・効果的な施策展開によって、耐震化を図る。

資料25 奈良市耐震改修促進計画の要約

4 地震時の建築物の総合的な安全対策 [土木復旧第二班]

地震防災対策等の総合的な安全対策については、建築確認申請時において指導するほか、防災点検等の指導の徹底を図り、市の広報紙・パンフレットの作成と配布等による啓発活動を行う。

(1) ブロック塀等の安全対策

- (2) 窓ガラス、天井、タイル、看板等の落下防止対策
- (3) エレベーターの地震防災対策
- (4) 家具等の転倒防止対策
- (5) 避難路・細街路等の現況調査

5 コンピュータの安全対策 [総務対策班]

市が自ら保有する重要な情報システムについての耐震補強、機器の落下倒壊の防止及び各種データの安全な場所での保管など必要な安全対策の実施に努める。

特に、データ及びコンピュータシステムのバックアップ体制に万全を期する。

6 被災建築物応急危険度判定対策 [土木復旧第二班]

- (1) 応急危険度判定士登録の推進

県が行う被災建築物応急危険度判定士養成講習会への職員の受講及び職員の判定士登録を促進する。

- (2) 応急危険度判定用資機材の備蓄

県と協議の上、判定用資機材の備蓄に努める。

- (3) 登録者名簿の管理

被災建築物応急危険度判定士の名簿は土木復旧第二班で管理する。

第3項 文化財災害予防計画

[調査班、消防班]

文化財所有者・管理者及び関係機関との緊密な連携を保ちながら、文化財を災害から守り、また災害発生時における被害の軽減を図るため、防災対策、火災予防対策を促進する。

1 文化財の防災対策 [調査班]

(1) 防災施設整備の促進

火災を早期に発見して迅速なる消火活動を行い、その被害の軽減を図るために、文化財建造物については自動火災報知設備の設置が義務付けられており、市教育委員会は消防機関と共同して定期的に検査を行い、消防用設備や避雷設備等の防災施設の整備を促進する。

(2) 建物の耐震対策の促進

市教育委員会は、文化財建造物について、日常の維持管理や破損状況に応じた保存修理の適切な実施を促進し、建物本来の耐震性能の維持を図る。また、文化財としての価値を損なわない方法による耐震補強の実施を促進し、必要な耐震性能の確保を図る。文化財保管施設や、史跡等の重要な構成要素となっている建造物等の耐震対策もこれに準じる。

(3) 所有者・管理者の備え

文化財所有者・管理者は、それぞれの立場において防災計画を立て、これに基づく防災組織を整備し、常に防災施設の点検に留意して不時の災害に備える。

(4) 調査・指導

市教育委員会は適宜文化財の現状調査を行い、災害による破損のおそれがあるものについては、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、文化財の所有者・管理者に必要な措置を講じるよう指導する。

(5) データ管理と記録

市教育委員会は、文化財の内容、所在地、所有者・管理者の連絡先等のデータを随時更新するとともに、GISデータの整備も進めて、緊急時に備える。また、映像・写真撮影・図面作成などの記録のための各種の方法を用いて、災害発生前の文化財の状況を詳細に記録しておく必要がある。

(6) 文化財防災の啓発

文化財防火週間等の機会をとらえ、消防機関とも連携し、関係者及び市民に対して文化財防災の啓発を図る。

2 国宝重要文化財等の火災予防対策 [消防班]

(1) 防火指導

国宝重要文化財等建造物については、毎年1月23日から1月29日まで実施の文化財防火運動に伴い文化財施設の査察を行う。

また、関係者及び市民に対して文化財の愛護思想の高揚と火災予防の啓発を図る。

(2) 文化財の管理

市内の文化財指定社寺等を対象として、その建造物の内部及び周辺を喫煙、たき火等の制限区域に指定し、市民に告示するとともに各所に掲示板の掲出を行い、文化財のある場所若しくはその周辺における喫煙、たき火その他の裸火の使用禁止、又は当該場所若しくはその周辺への火災予防上危険な物品の持込み禁止を周知徹底する。

(3) 防火対象物の指定

市内の重要文化財等に対して、消防法に定める防火対象物として指定し、特別警備計画を樹立する。

特にこれらの対象物については、必要な消防用設備等の設置や防火管理、自衛消防体制の構築についての指導を強化するとともに、全国に先がけて設置した文化財の防火防災の任務にあたる文化財防災官を中心に、指定美術工芸品などの搬出マニュアルを作成指導する。

(4) 奈良町都市景観形成地区等の防火指導

江戸時代の末から明治時代にかけての面影を今に伝え、神社、仏閣も多い奈良町都市景観形成地区では、住民の合意形成と地区の景観の保全・整備を図りつつ、建物の防火を促進し、消火器、火災報知設備、その他防火資機材の設置と維持管理を推進する。

また、自主防災体制の充実、強化を図るため、定期的に防災訓練や広報等を実施していく。

3 国宝重要文化財等の現況 [調査班]

市内の国宝重要文化財等の数を資料集に示す。

資料26 国宝重要文化財等件数

第4項 危険物等予防計画

[消防班]

危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）における火災や流出等の災害を防止するため、施設の適正な維持管理等についての指導を行うなど、危険物施設等の保安管理に万全を期す。

1 危険物の対策

災害発生時の危険物による災害の発生及び被害の拡大を防止するため、以下の事項について危険物施設の立入り検査等を随時実施し、保安体制の強化を図る。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い状況
- (3) 危険物保安統括管理者等の行うべき保安監督業務実施状況
- (4) 危険物の運搬等の方法
- (5) 危険物周辺的环境整備状況

資料27 危険物施設数一覧表

2 都市ガス対策

ガス漏れ及びガス爆発等の災害の実態を踏まえ、関係機関と有機的な連携のもとに活動し、次の対策を講じる。

(1) 事業所の防災指導

立入検査等を通じて一般的な火災予防についての指導のほか、事業所での自主的な保安管理、災害発生時の応急措置体制の確立等についての防災指導を行う。

(2) ガス会社及び関係機関との連絡協調

大阪ガスネットワーク(株)北東部事業部とは必要に応じガス防火全般について要望や指導を行うほか、ガス保安に係る各機関とは、常に連絡を密にする。

3 液化石油ガス・圧縮天然ガス・水素ステーション対策

充填所及びスタンドなどの大量貯蔵タンクでガス漏れ等の事故を防止するため、次の対策を講じる。

- (1) 一般社団法人奈良県LPガス協会、奈良県農業協同組合等関係機関との緊密な連絡の徹底
- (2) 「消防法第4条」に基づく立入検査等を通じて、防火指導の実施

資料28 液化石油ガス充填所

資料29 液化石油ガススタンド

4 放射性物質関係施設対策

放射性同位元素（R I）等の放射性物質関係施設の災害を防止するため、次の対策を講じる。

(1) 予防対策

1) 立入検査による指導

関係施設の立入検査に際しては、一般の業態別による立入検査要領によるほか、次の事項について指導を行う。

ア 放射性物質を貯蔵し取扱う関係施設の防火設備及び火気管理

イ 関係施設周辺の整理整頓及び火気管理

2) 防火管理の指導

「消防法第8条」の規定に基づき、消防計画を作成しなければならない関係施設については、一般的な計画に加えて、次の事項を指導する。

ア 貯蔵し取扱う放射性物質の変動に係る連絡調整

イ 火災発生時における放射性物質の所在、汚染区域の通報

ウ 現場消防隊との連絡要員の指定

(2) 事前対策

1) 警防計画の作成

関係施設の特別警備計画を作成し、事前に貯蔵・取扱場所の調査及び消防水利等を把握する。また、放射線の種類、容量等について明記し警防活動対策に努める。

2) 放射線の検出

事故発生時の放射線検出については関係者の協力を求め、危険区域、警戒区域の設定等に関し事前協議を行う。

(3) 放射性同位元素貯蔵所

放射性同位元素貯蔵所を資料集に示す。

5 火薬類対策

広範囲にわたる人的及び物的被害を引き起こすと予想される火薬、火工品及び爆薬物の災害は、燃焼及び爆発が迅速かつ瞬間的であることから、これの防御については人命への危害排除を第一とする対策を実施する。

6 設備・資機材等の整備

大地震発生時の危険物等災害に即応するため、設備、資機材等の整備を図る。

- (1) 危険物等の火災等に即応するため、化学消火剤・設備及び資機材等を備蓄するよう危険物施設の管理者を指導する。
- (2) 危険物等災害対策用の化学消火剤・設備及び資機材等を確保するため、これらを保有する施設、民間業者等の実態を把握する。

7 施設管理者等の防災対策

隣接する危険物施設の企業間の相互応援協定の締結など、地域内での協力体制の形成を促進し、事業所の消防力向上を図る。

また、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し、安全性・耐震性の強化に努める。

第5項 廃棄物予防計画

[環境班]

災害発生後に被災家屋等から排出されるごみ等を速やかに搬出し処理するために、平常業務を通じて諸計画を樹立し、廃棄物処理の万全を期す。

1 災害時の相互協力体制

「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」に基づき、災害発生時における県の相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力する。

また、処理活動に係る動員体制の整備及び市町村間の応援協定、関係業者等との協定の締結に努める。

2 収集車両の整備及び点検

災害時において、ごみ収集業務が円滑に実施できるよう、平常時から絶えずごみ収集車両の整備、点検を実施しておく。

なお、業者所有のごみ運搬車についても、災害時に市が要請すれば直ちに出動できるよう、平常時から絶えず車両を整備し点検しておくよう協力依頼する。

また、し尿収集業者等が所有しているし尿運搬車についても、浸水等による災害時のし尿処理に備え平常時から絶えず車両の整備や点検を実施するよう要請する。

3 し尿・ごみ処理施設の整備等

災害時におけるし尿の収集運搬についてはし尿収集業者等が行い、し尿処理施設を活用して環境衛生上支障のないよう留意する。

また、ごみ処理については環境清美工場で焼却するほか、処理施設使用不能時のための仮置場を確保するとともに、不燃焼物を処理するための埋立地の確保についても平常時から十分配慮しておく。

4 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正処理されるよう排出事業者、産業廃棄物処理業者に対し指導を行う。

5 廃棄物の仮置場、仮設トイレ等の確保

災害時に排出される廃棄物を一時保管するための仮置場を計画・確保するとともに、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の調達に係る体制の整備に努める。

第6項 中山間地の孤立化対策

[本部事務班、総務対策班、消防班]

平成23年の紀伊半島大水害において、孤立集落が多数発生した経験から、市域において、通信及び道路の途絶により孤立する可能性のある集落の実態を把握し、事前の対策を講じる。

また、救援体制の充実を図るとともに、集落における孤立時の自立性・持続性を高める。

なお、道路寸断等による物理的な孤立だけでなく、外部と連絡が取れなくなる通信孤立があることをあらかじめ認識しておく。

1 孤立集落と外部との通信の確保 [総務対策班]

初動期の情報収集のためには、必要な情報通信を確保し、集落や住民から市への通信を確実なものとするよう努める。

- (1) 災害の発生を前提とした通信設備（移動型無線や衛星携帯電話等）の運用
- (2) 通信設備障害時におけるバックアップ体制の整備
- (3) 集落と市間の通信確保
- (4) 孤立集落への情報発信

2 孤立集落に係る物資供給、救助活動 [本部事務班、消防班]

物資の適切な供給にあたっては、避難所のニーズを市への確に伝達するよう努め、実際の救助、避難、物資供給に備える。

また、ヘリコプターの夜間運用が可能な機関又は民間業者等との協定等を検討する。

- (1) 孤立集落の被災状況や住民ニーズの適切な把握
- (2) ヘリコプターの有効活用
- (3) 孤立集落における消防団員の活用
- (4) 集団避難への対応

3 孤立に強い集落づくり [本部事務班]

孤立可能性のある集落においては備蓄の推進等を通じ、地域防災力を強化するよう努める。

- (1) 備蓄の整備・拡充
- (2) 避難体制の強化
- (3) 住宅の耐震化
- (4) 保険制度等の普及促進
- (5) マニュアル等の整備

4 市民・自主防災防犯組織の役割

- (1) 防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて、1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。

なお、土砂災害ハザードマップにより、土砂災害警戒区域を把握しておく。

- (2) 孤立する可能性のある地域住民、自主防災防犯組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう、平常時から訓練しておく。
- (3) 集落内のヘリポートが、ヘリの操縦士に明確に伝わるような手段をあらかじめ検討しておく（車両の発煙筒を利用する等）。

第7項 避難地等整備計画

[本部事務班、保健救護班、援護班、避難所統括班、土木復旧第一班、土木復旧第二班]

大地震による火災等から生命と身体の安全を図り、一時的に生活拠点を確保するため、市内で安全な広域避難場所及び一時避難場所をあらかじめ指定し整備しておく。

なお、本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。ここでいう「避難」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味する。

避難収容施設としては、災害対策基本法改正（平成25年6月）を踏まえて、以下のよう

指定緊急避難場所 （法第49条の4）	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設又は場所（洪水その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに指定）
指定避難所 （法第49条の7）	災害が発生した場合に、避難のために立退きを行った居住者や滞り者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるために適切な避難施設

1 避難地・避難路の選定基準 [本部事務班]

(1) 広域避難場所の選定基準

広域避難場所を選定するときの検討事項は以下のとおり。

- 1) 避難地の面積はおおむね10ha以上とし、火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等に対し、避難者の安全が確保できること。
 ただし、10ha未満の土地であっても、周辺地域に耐火構造物等が存在し、火災に対して有効な遮蔽ができる場合は、選定できる。
- 2) 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（上記の1)に該当するものを除く。）
- 3) 避難者1人当たりの必要面積を十分確保できること。
- 4) 危険物、大量可燃物等の災害発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。
- 5) 浸水の危険性がないこと。
- 6) 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。
- 7) 一定期間、避難者の応急救護活動が実施できること。

(2) 一時避難場所の選定基準

一時避難場所を選定するときの検討事項は以下のとおり。

- 1) 一時避難場所は、その機能に鑑み、地域の生活圏を考慮の上設置する。

- 2) 近隣公園又は地区公園程度（1～2ha）の規模とする。
- (3) 避難路の選定基準
指定緊急避難場所等への避難路を選定するときの検討事項は、以下のとおり。
 - 1) 原則として、幅員が15m以上の道路（ただし、歩行者専用道路、自転車専用道路、緑地又は緑道にあつては幅員10m以上でもよい。）であること。
 - 2) 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（上記の1)に該当するものを除く。）
 - 3) 沿道に耐火建築物が多いこと。
 - 4) 落下物、倒壊物等による危険又は避難障害のおそれが少ないこと。
 - 5) 自動車交通量が比較的少ないこと。
 - 6) 危険物施設等に係わる火災、爆発等の危険性がないこと。
 - 7) 浸水等により通行不能になるおそれが少ないこと。
 - 8) 通行障害発生時の代替道路が考慮されていること。

資料88 避難路一覧表

2 避難地・避難路の整備 [本部事務班、土木復旧第一班、土木復旧第二班]

(1) 避難地の現況

市が指定している広域避難場所及び一時避難場所の一覧を資料集に示す。

資料33 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

資料34 指定緊急避難場所及び指定避難所配置図

(2) 避難地の整備

避難地の整備については要配慮者にも配慮するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

1) 広域避難場所

- ア 避難地標識の設置
- イ 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- ウ 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- エ 複数の進入口の整備

2) 一時避難場所

- ア 避難地標識等による住民への周知
- イ 周辺の緑化の促進
- ウ 複数の進入口の整備

(3) 避難路の整備

避難路の整備については、要配慮者にも配慮するとともに、安全性の向上を図る。

- 1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- 2) 落下・倒壊物対策の推進
- 3) 誘導標識、誘導灯の設置
- 4) 段差解消、誘導ブロックの設置

3 指定緊急避難場所の指定 [本部事務班、土木復旧第一班、土木復旧第二班]

(1) 指定緊急避難場所の指定基準

市長は、災害時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を、災害の種類ごとに指定する。

1) 災害の種類

- ア 洪水（内水氾濫・外水氾濫による浸水）
- イ がけ崩れ、土石流、地滑り
- ウ 大規模な火事
- エ 地震

2) 指定基準

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、居住者、滞在者その他の者（以下、「居住者等」という。）等に開放されること。

イ 居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（安全区域外にある指定緊急避難場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は災害による落下、転倒若しくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。

ウ 災害が発生した場合において、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（安全区域）内にあるものであること。

ただし、次のエ、オに適合する施設については、この限りでない。

エ 災害により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により、当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。

オ 洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用される施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。（例えば、学校の校舎など）

カ 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであること。

キ 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険

を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと。

(2) 指定にあたっての注意事項

市長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得る。

(3) 県への通知

市長は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

(4) 指定の取消し

市長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消す。

その際、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

(5) 留意事項

指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、平常時から市民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を図る。

4 指定緊急避難場所の整備 [本部事務班、土木復旧第一班、土木復旧第二班]

指定緊急避難場所について、市は、自ら又はその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。

また、指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、毎年市民に公表する。

- (1) 指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保
- (2) 近隣居住者等を加えた指定緊急避難場所の鍵の分散管理

5 指定避難所の指定 [本部事務班、避難所統括班、土木復旧第一班、土木復旧第二班]

(1) 指定基準

市長は、次の事項に留意して指定避難所を指定し、平常時から市民への周知徹底に努める。

- 1) 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模であること。
- 2) 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有すること。
- 3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
- 4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。
- 5) 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合すること。

(2) 指定に当たっての注意事項

市長は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得る。

(3) 県への通知

市長は、指定避難所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

(4) 指定の取消

市長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなると認めるときは、指定を取り消す。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

(5) 住民への周知

市長は、ホームページやハザードマップのほか広報紙、掲示板等により、指定避難所の場所を周知する。

6 指定避難所の整備 [本部事務班、避難所統括班、土木復旧第二班]

指定避難所について、市は、自ら、又はその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。

(1) 指定避難所に指定されている施設等の耐震性の強化

指定避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図る。

特に、つり天井については、東日本大震災において落下による被害が相次いだため、撤去も含めた速やかな落下防止対策に努める。

(2) 設備の充実による避難施設としての機能強化

- 1) 非常用電源、自家発電機
- 2) 移動系防災行政無線等複数の通信手段
- 3) 照明設備
- 4) 食料、飲料水、生活用品
- 5) マスクや手指消毒液、非接触型体温計
- 6) 冷暖房器具
- 7) プロパンガス
- 8) 簡易トイレ
- 9) パーティション、テント型間仕切り 等

(3) 要配慮者や女性等を考慮した避難施設・設備の整備

- 1) 紙おむつ等の介護用品
- 2) 高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事
- 3) 生理用品
- 4) 液体ミルク、おむつ等の乳幼児用品

- 5) バリアフリーに配慮したトイレの整備
- (4) 指定避難所の鍵の分散管理

指定避難所に暗証番号で解錠できるキーボックスを設置し、鍵を格納しておくことにより、迅速な避難所開設につなげる。未設置の施設については鍵の分散によるリスク回避のため、指定避難所の鍵を避難所配置職員に管理させる。

7 指定避難所の公表 [本部事務班]

指定避難所の安全性や整備状況について、毎年市民に公表する。

8 避難所運営マニュアルの作成 [本部事務班]

災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運営マニュアル」に基づき、新型コロナウイルス感染症対策も考慮した避難所運営のためのマニュアルを作成する。

9 避難所生活の長期化に対応した環境整備 [本部事務班、保健救護班、環境班、避難所統括班、(救護班)]

高齢者や障害者、女性、子どもなど、多様な視点に配慮しながら、避難所生活が長期化した場合の環境整備を図る。

- (1) 水道や下水道の復旧が長期化する場合、し尿処理ができない場合などの衛生対策を推進する。
- (2) 施設の機能維持のため、非常用電源設備を整備・強化する。
- (3) 避難者が避難所で亡くなることのないように、二次被害の防止対策を推進する。
- (4) 持病の悪化や新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の集団感染を防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。そのため、マスクやアルコール消毒液、非接触型体温計のほか、間仕切りテント等を備え置く。
- (5) 医療・保健・福祉など多様な専門職の視点を取り入れる。
- (6) 女性や子育てに配慮した施設・設備の整備に努める。
 - 1) 乳幼児のいる家庭専用部屋の設置
 - 2) 女性用物干し場の設置
 - 3) トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースの設置など
- (7) 避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。
- (8) 避難所運営訓練を実施し、訓練より明らかになった課題等について対策を講じる。
- (9) 福祉関係者等の協力のもと、介護・ケア等の支援を充実させる。
- (10) 仮設トイレの配備及び避難所で発生するごみやし尿等の収集体制を整備する。

10 届出避難所の登録 [本部事務班]

指定避難所とは別に、地域住民が自主的に開設・運営する「届出避難所」として集会所等を自治会等が登録し、災害発生時に市が避難の状況を把握するとともに、必要に応じて物資等を支給する。

11 ホテル等への避難利用支援 [本部事務班]

避難を必要とする災害が発生し又はそのおそれがある場合に、指定避難所への避難による新型コロナウイルス感染症への感染リスクの不安を解消し、また指定避難所における避難者の集中による感染リスクを抑制するため、市内のホテル・旅館の空室を避難のために一律の料金で利用できる制度を、分散避難の一環として実施する。

第8項 避難誘導體制の整備計画

[本部事務班、保健救護班、援護班、市民支援班、避難所統括班]

1 市

- (1) 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努める。
また、要配慮者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災防犯組織や自治会等の地域住民組織と連携した体制づくりに努める。
- (2) 福祉部局を中心に、平常時から関係機関と連携し、福祉サービスを利用している高齢者、障害者等の所在等について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ継続的な把握に努める。
- (3) 避難行動要支援者名簿の作成による情報把握、市・支援者・関係機関の間での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制の整備に努める。
- (4) 関係者との情報の共有については、避難行動要支援者の情報提供の同意の有無を尊重しながら共有に努める。
また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を推進する。
- (5) 広域的な災害時において円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、具体的な広域避難・受入方法を含めた手順等を定めておく。
- (6) 災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールづくりについて、小中学校と保護者との間で、あらかじめ定めるよう促す。
また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の各施設と市、各施設間における連絡・連携体制の構築に努める。
- (7) 言葉の不自由な外国人に対しては、あらかじめ外国語による避難等に関するパンフレット等の作成・配布に努める。

2 学校等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の人が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるための体制を整備する。

なお、避難所になる学校等の防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練を行い避難の万全を期する。

- (1) 学 校
 - 1) 避難場所及び避難経路
 - 2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
 - 3) 避難場所の選定、収容施設の確保

第2章 災害予防計画 第2節 災害に強いまちづくり計画

- 4) 避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法
- (2) 病 院
 - 1) 他の医療機関又は安全な場所へ患者等を集団で避難させるための収容施設の確保及び移送方法
 - 2) 治療・保健・衛生・給食等の実施方法
- (3) 社会福祉施設等
 - 1) 避難場所及び避難経路
 - 2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
 - 3) 収容施設の確保
 - 4) 保健・衛生・給食等の実施方法

3 屋内での待避等の安全確保措置

(1) 屋内での待避等の安全確保措置

災害が発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

(2) 県知事への報告

(1)の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は(1)の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに市はその旨を県知事に報告する。

4 指定行政機関の長等による助言

市は、避難のための立退きを指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事（以下、県知事等という。）に対し、指示等に関する事項について、助言を求めることができる。

5 不特定多数が利用する施設

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

また、必要に応じて多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第9項 緊急輸送施設等の整備計画

[本部事務班、土木復旧第一班、土木復旧第二班]

応急復旧活動や救援物資の輸送のため、緊急輸送施設等の整備を図る。

1 緊急輸送道路ネットワーク

(1) 緊急輸送道路の機能区分

緊急輸送道路については、防災拠点としての重要度、道路啓開といった災害後の復旧活動を考慮して、以下の2つに区分している。

1) 第1次緊急輸送道路

機能	道路種別	路線名
① 県外からの支援を受けるための広域幹線道路 ② 県内の主な市町村を相互に連絡する道路 ③ 京奈和自動車道 I C にアクセスする道路 ④ 防災拠点病院にアクセスする道路	一般国道 (指定区間)	国道24号 国道25号 (名阪国道)
	その他有料道路	第二阪奈道路
	一般国道 (指定区間外)	国道169号 国道369号
	主要地方道	奈良生駒線 枚方大和郡山線 石木城線

2) 第2次緊急輸送道路

機能	道路種別	路線名
第1次緊急輸送道路と地震発生直後において必要とされる防災拠点 (市町村役場等の災害管理対策拠点、輸送拠点、救助活動拠点) を連絡する道路	一般国道 (指定区間外)	国道25号 国道308号 国道369号
	主要地方道	奈良大和郡山斑鳩線 奈良加茂線 奈良名張線 奈良精華線 笠置山添線 上野南山城線
	一般都道府県道	谷田奈良線 木津横田線

機能	道路種別	路線名
	市町村道	奈良阪南田原線 九条線 六条奈良阪線 油阪芝辻線 中部639号線 西大寺一条線 中部第1500号線 吐山天理線 登美ヶ丘中町線 登美ヶ丘鹿畑線

資料35 緊急輸送道路

2 緊急通行車両の確認申出

災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の確認申出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に災害発生前に確認申出を行う。

公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について確認申出を受理し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

(1) 確認申出の対象車両

次の1)及び2)のいずれにも該当する場合に確認申出を受理する。

- 1) 災害時において、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で次の事項を行う車両
 - ア 警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
 - イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - キ 犯罪の予防、交通の規則その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - ク 緊急輸送の確保に関する事項
 - ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

- 2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは契約等により使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両
- (2) 確認申出の申請手続き
 - 1) 申請者
緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者
 - 2) 申請先
確認申出を行う車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は奈良県警察本部交通規制課
 - 3) 申請書類等
 - ア 緊急通行車両確認申出書
 - イ 添付書類
 - ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し
 - イ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されることを確かめるに足りる書類
 - ウ) 指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類
 - ウ 指定行政機関等が所有する車両以外の車両にあつては、契約を疎明する書類（貸借契約書、業務委託契約書等）
- (3) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付
審査の結果、緊急通行車両と認められるものについて、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を申請者に交付する。
- (4) 災害発生時の措置
 - 1) 令和5年9月1日以降
緊急通行車両確認証明書及び標章を車両前面の見えやすい場所に掲示する。
 - 2) 令和5年8月31日以前に事前届出済証の交付を受けている車両
奈良県警察本部交通規制課又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に「緊急通行車両等事前届出済証」を提示し、「緊急通行車両等確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。

資料36 緊急通行車両確認申出書

資料37 緊急通行車両確認証明書

資料38 標章

3 ヘリコプター等の受入れ体制の整備

市は、県消防防災ヘリコプター等の受入れ体制を確立するため、次の事項を定めておく。

- (1) 要請担当窓口

- (2) 派遣要請手続
- (3) ヘリコプター臨時着陸場の指定
- (4) その他必要な事項

4 事業者との協力体制の整備

災害時の人員、応急資機材等の輸送等を迅速かつ効率的に行えるよう、民間事業者と緊急時の輸送協力体制について協定締結等の整備を行う。

- (1) 物流システムのノウハウ、輸送拠点となる施設を有する民間企業の協力を得ることにより、物資の管理・輸送体制を確保する。
- (2) 災害時において、物資の輸送等に必要な燃料を確保するため、民間企業及び団体との協定締結に努める。
- (3) 効率のよい物流体制実現のためには、発災直後から物流専門家が現地で調整を行うことが有効であることから、協力体制の確立に努める。

第10項 支援・受援体制の整備計画

[本部事務班、保健救護班、市民支援班、土木復旧第一班、土木復旧第二班]

東日本大震災における対応の経験を踏まえて、市外被災地への人的支援、市外からの避難者の受入れを実施する場合に、市としての対応、県や関係団体との連携した支援体制の整備に努める。

また、他の市町村や防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう「奈良市災害時受援計画」に基づき受援体制を整備する。

1 支援体制の整備

- (1) 医師、看護師、薬剤師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。
- (2) 友好都市や姉妹都市など、個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。
- (3) 被災者を長期間受け入れる場合を想定し、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を行う。
- (4) 災害時における応援協定、中核市市長会等からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する体制を整備する。

2 受援体制の整備

- (1) 災害時に迅速かつ適切な支援ができるよう、県内の「市町村相互応援協定」を締結するなど連携の強化を図る。
- (2) 友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。
- (3) 災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておく。
- (4) 迅速、円滑に応援が受けられるよう、各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車輛の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

なお、ライフラインの復旧活動拠点については、各事業所が自ら確保することを基本とするが全国からの応援により人員・資機材の数が膨大になる。このため、市は、広域応援を受け入れるため、一時避難場所（耐震性貯水槽設置公園を除く。）を復旧活動拠点の候補地とする。

資料33 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

第11項 災害広報体制の整備計画

[本部事務班、広報班]

1 市民への情報提供体制

報道機関を通じた情報提供、防災スピーカー（同報系防災行政無線）や広報車による広報等の体制を確立するとともに、ホームページ、防災情報メール、緊急速報メール（エリアメール）、防災情報ステーション、SNS、全国瞬時警報システム（Jアラート）等による情報提供を検討する。

また、避難所となる公民館、集会所、学校との通信手段の整備及び要配慮者にも配慮した多様できめ細かな広報手段の確保に努める。

なお、携帯電話等を活用した情報伝達手段の多様化・多重化を図るとともに、情報入手が困難な被災者等^{*}に対しても確実に情報伝達できる体制の整備に努めるとともに、安否情報システム（消防庁）が効果的・効率的に活用されるよう、市民への普及啓発活動に努める。

※要配慮者、孤立化のおそれのある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者など。

2 奈良市防災スピーカーの運用

防災スピーカーは、情報配信システムを通して、屋外に設置している拡声子局（スピーカー）から、音声放送やサイレンで、緊急情報、避難情報等を一斉に伝達するものである。災害の発生時における災害情報の伝達手段の確保を図るため、令和3年度に新たに設置した屋外拡声子局を含め、設備を適切に運用することにより確実な情報伝達の向上を図る。

資料61 奈良市防災無線一覧表

資料62 屋外拡声子局設置場所

3 災害広報責任者の選任

災害時の情報一元化を図るため、平常時の広報担当者又はあらかじめ指名する職員が災害広報責任者を選任しておく。

なお、災害広報責任者は、次の業務を遂行する。

- (1) 災害発生後の時間経過に応じた提供すべき情報の整理
- (2) 要配慮者に配慮した多様できめ細かな広報手段の確保

(3) 広報文案の事前準備

- 1) 地震の震源・規模・余震・気象・水位等の状況
- 2) 地域住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
- 3) 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- 4) 要配慮者への支援呼びかけ
- 5) 災害応急活動の窓口及び実施状況

4 安否確認及び支援情報等の提供体制の整備

災害発生後、市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム※（総務省）」を活用し、所在地を把握する。

また、市外へ避難した者を含め、安否確認情報や支援・サービス情報を容易かつ確実に収集伝達できる体制の整備及びシステムの構築を検討する。

さらに、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

※避難者から避難先の市町村へ任意に提出された、避難者の所在地等の情報を避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うシステム

第12項 火葬場等の確保

[衛生班]

災害時には、遺体の火葬等が円滑に実施できない場合が想定されるため、あらかじめデータベースの整理や、葬祭業者や近隣府県等との連携体制を整備する。

1 火葬データベースの整備

火葬の際の受入れ先となる葬祭業者等を把握し、火葬データベースとして整備する。

2 応援協力体制の確立

葬祭業者等との連携・協力体制をはじめ、近隣市町村間による火葬受入れ等の応援体制を整備する。

第13項 応急住宅等供給体制の整備

[土木復旧第二班、援護班、観光経済支援班、調査班]

1 応急仮設住宅の供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅を設置できる用地を事前に把握し、県や一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

なお、応急仮設住宅の設置については、住宅被害想定に基づき、必要戸数の想定を検討するとともに、災害時緊急連絡員（リエゾン）が行う情報収集項目に、県が応急仮設住宅の設置を行うために必要な項目を含めるなどの検討を行う。

2 応急仮設住宅の設置数想定

応急仮設住宅の設置について、住宅被害想定に基づき必要戸数の想定を検討する。

3 市営住宅の空家状況の把握

災害時における被災者用の住居として、耐震性が確保された利用可能な市営住宅の空家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

また、避難が長期間に及ぶ可能性があるなか、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本来入居者として入居できるような仕組みの構築に努め、金銭的な負担が生活再建の妨げにならないよう家賃負担の軽減等の配慮を行う。

第3節 災害に強い市民づくり計画

第1項 防災訓練計画

[各班共通、（各学校（園））]

災害時における応急対策を迅速かつ確実に実施できるよう、平常時から関係機関及び学校、自主防災防犯組織、民間事業者、ボランティア団体等と緊密な連携をとり、計画的に各種訓練を実施する。

その際、被災時の要配慮者への配慮、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

1 水防訓練 [消防班]

水防計画に基づく水防活動を円滑に遂行するため、毎年1回以上、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施するほか、必要に応じて隣接する他の市町村や関係機関と合同して実施する。

(1) 実施時期

洪水発生が予想される梅雨期の前に、訓練効果のある適当な時期を選んで実施する。

(2) 実施地域

河川の危険箇所等洪水のおそれのある地域を想定し実施する。

(3) 方法

現実の水防作業は、暴風雨の最中で、しかも夜間に行う場合が多いので、次の事項等について訓練を行う。

1) 観測 2) 通報 3) 動員 4) 輸送 5) 工法 6) 水防信号

2 消防訓練 [消防班]

消防活動規程に基づく消防活動を円滑に遂行するため、消防に関する次の訓練を実施するほか、必要に応じて隣接する他の市町村や関係機関と合同して実施する。

(1) 実施時期

ア 通常訓練 月間計画を立て日常的に行う訓練

イ 特別訓練 春、秋及び文化財防火週間、その他適当な時期を選んで行う訓練

(2) 方法

ア 基本訓練 消防操法等あらかじめ定められた操作要領に基づく訓練

イ 計画訓練 火災等を想定し消火活動、人命救助活動又は救急活動についての概括的な活動要領を示して行う訓練

ウ 随意訓練 訓練を実施する者又は訓練の指導を行おうとする者が、その目的

に応じて随意に行う訓練

3 土砂災害防災訓練 [本部事務班]

土砂災害による人的被害を軽減するため、土砂災害警戒区域等に関係する市民・自治会・施設・事業所、防災関係機関及び団体等の協力を得て、次の事項について訓練を実施する。

(1) 実施時期

実施効果のある台風期前等の適当な時期を選んで実施する。

(2) 方法

実施の方法についてはその都度定めるが、おおむね次の事項について実施する。

- 1) 情報伝達
- 2) 避難救出
- 3) 避難行動要支援者避難支援
- 4) 避難所開設・受入れ

4 災害救助訓練 [各班共通]

災害発生時に救助計画に基づく救助活動を迅速かつ的確に実施するために、次の事項についての訓練を、市単独又は必要に応じて他の市町村と合同して行う。

(1) 実施時期

実施効果のある台風期前等の適当な時期を選んで実施する。

(2) 方法

実施の方法についてはその都度定めるが、おおむね次の事項について実施する。

- 1) 通信連絡
- 2) 避難救出
- 3) 炊出し
- 4) 給水
- 5) 物資輸送
- 6) 医療救護

5 災害通信連絡訓練 [本部事務班、消防班]

「情報収集・伝達計画」に基づく、予警報の伝達、災害現場との無線による連絡等を円滑に実施できるよう県及び気象台等の協力を得て、次の事項について訓練を実施する。

準拠 第3章第4節第2項情報収集・伝達計画

(1) 実施時期

実施効果のあがる梅雨期及び台風期等の適当な時期を選んで実施する。

(2) 方法

実施の方法についてはその都度定めるが、おおむね次の事項について実施する。

- 1) 県及び気象台から受けた気象予警報の伝達
- 2) 災害現場と本部との無線による連絡

6 非常招集訓練 [本部事務班]

災害が発生した時又は発生のおそれのある場合で、特に勤務時間外において市長が動員を指令した時、動員計画に基づいて迅速に登庁して配備体制ができるよう適当な時期を選んで訓練を実施する。

7 学校（園）安全避難訓練 [（各学校（園））]

授業中において、火災その他の災害が発生した場合、迅速かつ規律正しく安全な場所に避難して幼児児童生徒を危険から守ることができるよう、各学校（園）において防火管理者が適当な時期を選んで、集団避難等の実践的な訓練を実施する。

8 総合防災訓練 [本部事務班]

市長が定める適当な時期に、防災関係各機関（避難所配置職員等を含む。）と合同して各種の訓練を実施するものとし、その実施要領は、その都度定める。

9 広域訓練 [本部事務班]

県は、市町村その他の機関と合同して各種応急対策を総合した訓練を原則として毎年1回実施するものとしており、本市ではこれに積極的に参加する。
また、災害時相互応援協定を締結している自治体の防災訓練への参加に努める。

10 実践的な防災訓練の実施 [本部事務班]

毎年定期的に行われている通常の防災訓練に加えて、訓練される側が事前にシナリオを知らされないまま行う形式の図上訓練や災害の発生が想定される現地での実践的訓練等の導入を図る。

11 訓練終了後の事後評価等 [本部事務班]

訓練終了後は、参加各機関の事後評価及びそれに基づく体制の改善のための会議を招集する。

第2項 防災知識普及計画

[本部事務班、消防班、避難所統括班、避難所支援班、（各学校（園））]

市の職員、関係機関の職員及び市民に対して、又は学校教育の一環として災害予防あるいは災害応急対策等の防災知識の普及を平常時から実施する。

これらの実施にあたっては、要配慮者、外国人・観光客に対する配慮に関することや、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえたものであることが必要である。また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れた防災対策の啓発を行う。

1 市職員に対する防災教育 [本部事務班]

市は、職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に遂行できるように、講習会、研修会等の実施により職員の責務に係る認識を深める。また、職員の行動指針と防災知識の手引書等を配布する等により、防災知識の普及徹底を図る。

資料100 奈良市職員必携「災害時初動マニュアル」

2 普及・啓発の方法 [本部事務班、消防班]

市民が、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信し、教育機関のみならず、公民館等の社会教育施設の活用など、多様な主体が関わり合う地域コミュニティの中で防災知識の普及啓発を行い、市民の理解促進を図る。また、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブ等の活動や学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育を促進し、それらを通じて防災思想・知識の普及を図る。

防災知識の普及はおおむね次の媒体の利用等により行う。

- (1) ラジオ、テレビ、有線放送による普及
- (2) パンフレット、広報紙、インターネットによる普及
- (3) 映画、ビデオ、写真等による普及
- (4) 防災講演会、防災関係展示会等の開催による普及
- (5) 外国人や視覚障害者・聴覚障害者等が理解できるよう、外国語、点字版の作成やDVDへの字幕・手話通訳の挿入等

3 広報すべき事項 [本部事務班、消防班]

災害関係職員及び市民に対し、防災知識として普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

第2章 災害予防計画 第3節 災害に強い市民づくり計画

(1) 奈良市地域防災計画の概要

奈良市防災会議が「奈良市地域防災計画」を策定し又は修正した時は、「災害対策基本法第42条第4項」の規定に基づき、その概要をホームページに掲載するなどの方法により広く一般に周知徹底を図る。

(2) 災害予防の知識

災害による被災防止のうち、防災知識の普及徹底により、各個人及び各世帯にて防止できる事項、例えば火災の予防あるいは台風時における家屋の補強方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に「しみんだより」及びホームページ等に掲載し、周知徹底するよう努める。

(3) 災害発生時の広報内容

災害の発生場所・状況・時刻、災害に対し警戒を要する理由、避難所の開設、避難誘導の方法などを発表する。

(4) 災害時の心得

災害が発生し又は発生するおそれがある時に、各個人及び各世帯において知っておくべき次の事項を周知徹底するよう努める。

- 1) 気象予警報等の種類と対策
- 2) 避難する場合の携帯品
- 3) 避難予定場所と経路
- 4) 被災世帯の心得ておくべき事項
- 5) その他必要事項

4 防災教育等の実施〔（各学校（園））〕

平常時において学校教育の一環として、簡単な気象及び地震についての常識、気象予警報等の種別及び災害時における心構え等の防災知識についての教育を、梅雨期及び台風期前等の適切な時期を選んで、各学校（園）において適宜行う。

その際、各学校（園）において適宜作成した資料や教科書、災害予防知識等を掲載した「しみんだより」などをもとに取組を進める。

なお、様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について留意する。

- 1) 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- 2) 地震発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- 3) 風水害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- 4) 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- 5) 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- 6) 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- 7) 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力

学校内においては、防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識の高揚を図る。とりわけ、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等、防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図るとともに、災害発生時における児童生徒の心のケアを適切に行うことができるよう、教職員に対し定期的に研修を実施する。

5 防災上重要な施設の管理者等の教育

市は、防災上重要な施設の管理者等に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。

また、防災上重要な施設の管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

6 災害教訓の伝承

市は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

7 外国人に対する防災教育等の実施

市は、地域内で生活する外国人の災害時の安全性を確保するため、外国人に対する防災教育・訓練及び災害時の情報提供等を徹底する。

このため、英語をはじめとする外国語の防災パンフレットあるいはビデオの作成、外国人を対象とした防災訓練の実施、防災標識等への外国語の付記及び災害時の外国語による広報等の対策を推進する。

第3項 要配慮者対策計画

[本部事務班、保健救護班、援護班、消防班]

自力避難が困難な高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等の要配慮者に対して、平常時から実態に即した行政並びに地域社会の協力体制を整備する。

なお、「避難行動要支援者」とは、災害対策基本法（第49条の10）により、市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものである。

1 社会福祉施設等における対策 [本部事務班、援護班、消防班]

社会福祉施設等に次の対策を指導する。

(1) 各種計画の策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な計画を策定する。

(2) 防災訓練の実施

策定された計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるよう施設ごとに定期的に防災訓練等を実施する。

(3) 施設・設備等の安全点検

災害発生時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう施設や付属危険物を常時点検する。

また、火気については日頃より安全点検を行う。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設の入居者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難に当たっては、施設職員だけでは不十分である。常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりをする。

(5) 緊急連絡先の把握

災害発生時には、保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の把握を行う。

(6) 緊急受入体制の整備

災害時に緊急に施設での保護を必要とする者の一時的受入体制を整備する。

2 在宅で介護・援助が必要な者への対策 [本部事務班、保健救護班、援護班、消防班]

(1) 対象者の範囲と支援方法

1) 対象者の範囲

災害から自らを守るために、必要な情報の把握や安全な場所に避難するなど、適切

な避難行動等をとるのに支援を要する人々

2) 支援方法

ア 避難支援等関係者は、平常時から、災害時を想定しながら要配慮者の見守り活動を行う。

特に、自主防災防犯組織等は、要配慮者が、地域の活動にできるかぎり積極的に参加するなど、避難支援を円滑に受けられる関係づくりの援助を行う。

イ 市は、要配慮者及びその家族等が、災害に関する情報の収集や知識の習得に努めるための情報を提供する。

ウ 市は、要配慮者が安心して避難生活を送れるよう、避難所（福祉スペース）及び福祉避難所の整備や支援体制の充実を図る。

(2) 防災についての指導と啓発

広報等により要配慮者を始めとして、家族、地域住民に対する啓発を行う。

1) 要配慮者及びその家族に対する指導

ア 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から安全に関する対策を講じること。

イ 災害発生時には近隣の協力が得られるよう日常的に協力要請すること。

ウ 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に協力すること。

2) 地域住民に対する指導

ア 自治会等において、地域住民の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平常時から整備すること。

イ 災害発生時には対象者の安全確保に協力すること。

ウ 地域の防災訓練等に要配慮者及びその家族が参加するよう働きかけること。

3 福祉サービスの継続と関係機関の連携 [援護班]

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、県や国と密接に連絡を取るとともに、福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。その際、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉関係部局や福祉サービス提供施設に必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

4 福祉避難所の選定と体制整備 [本部事務班、援護班]

県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。

また、福祉避難所等において、要配慮者の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

なお、避難所等の要配慮者の状態に応じて、福祉避難所への移送が必要となった場合に備えて、入所可能な社会福祉施設の把握と災害発生時の受入れ等の協力体制を構築し

ておく。

資料99 協定締結先一覧表（福祉避難所関係）

5 避難行動要支援者名簿の作成等〔本部事務班、援護班〕

避難行動要支援者名簿の作成等に当たっては、奈良市避難行動要支援者避難支援プランに基づいて実施する。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努め、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。

なお、名簿の作成や活用にあたっては、以下に留意し行う。

1) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の安否確認や情報提供、避難誘導等を行う組織・団体等をいう。

市関係部署、消防、警察、社会福祉協議会、自治会、消防団、自主防災防犯組織、民生委員・児童委員、地域支援者等

2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

ア 身体障害者

身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳1・2級の交付を受けた者

イ 知的障害者

奈良県療育手帳制度実施要綱に基づく療育手帳A1・A2の交付を受けた者

ウ 精神障害者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けた者

エ 難病患者

（旧）特定疾患治療研究事業の受給者のうち重症認定者及びそれに相当する者

オ 要介護の者

介護保険法に基づく要介護3以上の認定を受けた者

カ 市長が特に必要と認めた者

3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、以下に掲げる個人情報を登録する。

ア 氏名、生年月日、性別

イ 住所（又は居所）

ウ 電話番号、その他の連絡先

エ 避難支援等を必要とする事由

- オ 居住自治会名
 - カ 避難支援等関係者への情報提供に関する同意の有無
 - キ その他、市長が必要と認める事項
- 4) 名簿の更新に関する事項
- ア 1年に1回更新
 - イ 登録事項に変更が生じた場合は、届出によりその内容を変更する。
 - ウ 名簿登録者が死亡、市外転出、及び名簿登録の要件に該当しなくなった場合は、登録を抹消する。
- 5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
- ア 名簿を外部に提供する際には、協定を締結するものとし、その際個人情報の取り扱いについては「個人情報取扱特記事項」によるものとする。
 - イ 名簿を外部に提供する際には、避難行動要支援者に対する支援活動以外には一切利用しない旨を明記した受領書の提出を求める。
- 6) 避難支援等関係者の安全確保
- 避難支援等関係者が、避難行動要支援者について避難の支援、安否確認等を実施する際は、自身の安全確保に十分配慮した上で実施する。
- (2) 避難行動要支援者情報の共有
- 避難行動要支援者の個人情報保護に留意した上で、避難支援等関係者等との連携を図るとともに、避難行動要支援者名簿の登録情報等を活用して必要に応じて共有に努める。

資料39 奈良市避難行動要支援者避難支援プラン

6 地域における支援体制のネットワークづくり

市は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災防犯組織、民生委員・児童委員等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

第4項 外国人・観光客対策計画

[観光経済支援班]

外国人・観光客は言葉に不自由なことや地理に不案内なことから、災害発生時に要配慮者として非常に弱い立場に置かれる。

このため、外国人・観光客が安心して行動できるような環境づくりに努める。

(1) 誘導標識や冊子の整備

避難所への誘導標識等に、多言語の外国語や絵（ピクトグラム）による標示をつけ加えるなど、誘導標識の整備に努める。

また、外国人向けの防災リーフレット等の広報印刷物の作成・配布に努め、表記は多言語となるよう配慮する。

(2) 避難場所の掲示

宿泊施設及び観光地にその近くの避難場所を掲示するように協力要請する。

※奈良市旅館・ホテル組合事務局（奈良県衛生会館内32-3523）

(3) 責任者、従業員に対する指導・訓練

宿泊施設及び観光地の責任者や従業員に避難誘導やパニック防止等の指導・訓練を行い、国内外の観光客に対処する。

(4) 緊急放送に向けた指導

宿泊施設及び観光地において、災害等の場合の拡声器による緊急放送を行うこととし、外国語でもこれを行うよう指導する。

(5) 外国人旅行者向け情報提供手段・方法の確立

情報提供の際に活用する多言語コミュニケーションツールの整備（コミュニケーションカード、ピクトグラム、音声データ等）や、災害情報提供ポータルサイト「Safety tips for travelers」及びスマートフォン用アプリ「Safety tips」を活用するためのシステムの整備（ポータルサイトのリンクの確認、利用可能なパソコンやスマートフォンのリストアップ、アプリのダウンロードなど）を行う。

※「Safety tips」は、日本国内における緊急地震速報等を英語で通知するプッシュ型情報発信アプリケーション。このアプリを観光・宿泊施設運営者や在住外国人・近隣住民が自らの端末にダウンロードし、アプリを通じて外国人旅行者に必要な情報を提供することが考えられる。

(6) 通訳ボランティアの確保

災害発生時に各拠点の避難所に通訳ボランティアが派遣できるよう、事前に国際交流団体等と協力体制を確立し、通訳ボランティアの確保に努める。

(7) 避難訓練への参加の呼びかけ

避難訓練の際には、国際交流団体等の支援者とともに、外国人の参加を呼びかける

よう努める。

(8) 外国人・観光客に対する避難所の確保

大規模な災害時において、多くの外国人や観光客が滞在するおそれのある駅（JR奈良駅、近鉄奈良駅）や奈良公園などの施設管理者と連携を確保しておく。

また、防災情報提供のためのWi-Fi環境を確保し、市ホームページ等を活用して指定避難所や一時的な避難場所へ誘導できる体制を確立する。

第5項 帰宅困難者対策計画

[観光経済支援班]

大規模地震等により交通機能が停止した場合、速やかに帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。

このため、市は、帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等について、コンビニエンスストア等との協定を踏まえた取組を強めるとともに、民間企業や団体等と連携を図りながら、一層の対策推進に努める。

1 帰宅困難者の定義

大規模地震により、通勤、通学、買い物、観光等で外出して奈良市内に滞在している者及び奈良市内から外出して市外に滞在している者のうち、地震発生による交通機関の途絶等により、自宅への帰宅が困難になる者。

2 普及啓発

災害時の基本原則である「むやみに移動しない」ということの周知徹底を図る。

また、地震発生時には、徒歩での帰宅が避けられなくなる場合があるため、日頃からの携帯ラジオや地図等の準備、家族との安否確認の方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板Web171、メール等の利用）等についての意識啓発を図る。

3 事業所、学校等における対策の推進

事業所、学校等における災害時の施設内での一時滞在等のルールづくりや、そのための水、食糧、毛布などの備蓄の推進を啓発する。

4 情報提供体制

一時避難場所等に関する情報、鉄道等の運行や復旧情報に関する情報等を迅速に提供できるよう、ホームページや緊急速報メール等の活用、駅に設置しているデジタルサイネージ、テレビ・ラジオ等による放送によって、情報提供を行う。

5 徒歩帰宅の支援対策

幹線道路沿いに公共施設等を活用した帰宅支援施設を配置し、水、食糧、トイレ、情報等の提供が行えるよう務める。

その際、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等の民間事業者の協力を求める。

なお、関西域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と

協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者は、帰宅困難者支援「協力店舗」のステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- (1) 水道水、トイレ等の提供
- (2) 地図による道路の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

6 観光客対策

本市には多数の観光客が訪れることから、国内遠隔地や外国からの観光客の避難場所確保や輸送対策等の体制づくりを行う。

また、外国人に対する情報の提供に万全を期するため、通訳者や通訳ボランティアの確保を図る。

第6項 自主防災防犯組織等整備計画

[本部事務班、消防班、（県）]

防災・減災においては、地域コミュニティを大切にした自主防災防犯活動等と行政との協働が重要である。

このため、市は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災防犯組織等の充実を図るとともに、市民相互の助け合いの精神による住民の自発的な防災活動の推進に努める。その際、女性、高齢者、生徒・学生、事業者などの多様な人材の参画の促進に努める。

市民は、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自主防災防犯組織等の活動に積極的・主体的に参加するよう努める。

1 地区自主防災防犯組織

(1) 組織

地区自主防災防犯組織は、地区自治連合会と連携して、おおむね小学校区の単位で結成された自主防災・防犯活動等を行う組織である。

その安全確保の対象者は、地区内に居住する全ての住民を基本とする。

市は、地区自主防災防犯組織を、「地区全体の安全確保に取り組む組織」として位置付け、平常時にはその充実・発展のために協力・支援するとともに、災害時は協働・連携して、地区全体の安全を確保する。

資料40 自主防災防犯組織（自治連合会単位で結成のもの）

(2) 活動内容

1) 平常時

平常時は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域防災力の要として、地区自治連合会と連携して、以下のような様々な活動を通じて、「災害に強い地域づくり」に自主的に取り組む。

- ア 地域における危険箇所、避難所・避難場所・医療救護機関の状況、消防水利などの把握
- イ 市及び防災関係機関・隣接の自主防犯防災組織等との連絡・調整
- ウ 地区防災計画・避難所運営マニュアル等の作成
- エ 地域における情報収集・伝達体制の確認
- オ 防災訓練の実施
- カ 住民に対する啓発活動
- キ 避難行動要支援者等の把握及び見守り活動
- ク 防災用資機材の整備、管理

ケ 市及び県が行う防災に関する事業への協力 等

2) 災害時

災害時は、市、地区自治連合会や医療機関など関係機関と協働・連携して、主体的に避難所を開設・運営するなどにより、以下のような地区全体の安全確保に取り組む。

- ア 災害情報の収集・伝達
- イ 出火防止と初期消火及び負傷者の救助
- ウ 避難行動要支援者等を含む地域住民の安否確認
- エ 避難誘導及び避難行動要支援者等に対する避難支援
- オ 届出避難所を含む避難所の開設・運営
- カ 市災害対策本部との連絡・調整
- キ 給食・給水活動等
- ク 地域の防災・防犯パトロール
- ケ 他地区自主防災防犯組織等との相互応援活動
- コ 市及び県が行う救援・救助活動への協力等

(3) 奈良市自主防災防犯協議会

各地区自主防災防犯組織相互の情報交換と知識、経験、技能等の共有により、地域防災力の向上を図ることを目的とし、平成21年6月に、「奈良市自主防災防犯組織連絡協議会（現・奈良市自主防災防犯協議会）」が結成。

市は、この協議会との協働により更なる組織の活性化を支援する。

協議会は、市の防災・減災への取組に積極的に参画、市と一体となって、「災害に強いまちづくり」を目指す。

2 その他の自発的に活動する防災・防犯組織

地区自主防災防犯組織以外で自発的に活動する防災・防犯組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の一翼を担い、平常時は「災害に強い地域コミュニティづくり」に自発的に取り組むとともに、災害時には「住民相互の助け合いの精神による住民の自発的な防災活動」を行う組織であり、市はその活動の推進に努める。

その際、市は、防災啓発支援、地区自主防災防犯組織との連携・協力関係構築等、組織の活性化のための協力を努める。

3 女性防災クラブ連合会 [消防班]

(1) 組織

地域における女性を中心とし、火災予防思想の普及高揚に努めるとともに地域の防災活動に推進する組織とする。

(2) 活動内容

「自分たちの地域は自分たちで守る」ための自主防災思想の普及と高揚及びクラブ員の資質の向上を図るため、研修会、座談会等を開催し、防災・防火に関する知識等の修得に努める。

(3) 組織の拡充

活性化を図り、全地域に女性リーダーを育成し、クラブの結成を目標とする。

資料42 女性防災クラブ連合会

4 育成強化対策 [本部事務班、消防班]

自主防災防犯組織に対する意識の高揚を図るとともに、その育成、指導を推進する。

- (1) 自主防災防犯組織結成率向上対策計画の作成
- (2) 啓発資料の作成
- (3) 講演会、講習会、研修会等の実施
- (4) 活動拠点施設の整備
- (5) 情報の提供
- (6) 各コミュニティへの個別指導・助言
- (7) 防災訓練の指導、支援 等

5 事業所等の自主防災体制

従業員、利用者等の安全を守り、地域への災害の拡大を防止するとともに事業活動を維持できるよう、事業所等は次のような防災対策の実施に努める。

- (1) 建築物の耐震化、屋内の震災対策（オフィス家具等の転倒防止）
- (2) 物資の備蓄（救助用資機材、食料品関係等）
- (3) 通信の確保（一般のNTT回線以外の通信手段）
- (4) 企業情報の確保（サーバ等転倒防止、定期的なバックアップの実施）
- (5) 自主的な防災組織の編成
- (6) 防災計画、防災マニュアル（初動・安否確認）、事業継続計画（BCP）等の作成
- (7) 従業員への防災計画、防災マニュアル等の研修
- (8) 従業員による大規模災害を想定した防災訓練の実施
- (9) 従業員の帰宅困難対策
- (10) 地域の自主防災防犯組織との連携

事業所等の持つ資源や特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加等

6 その他企業等の自衛消防隊〔消防班〕

危険物施設等における災害予防規程の策定及び自衛消防隊の活動に必要な助言や指導を行い、防災組織の充実を図る。

また、危険物等は爆発性、可燃性等の特性を持ち、特殊でかつ大規模な災害に発展する可能性があるため、関係業者相互の防災体制の確立を図り、その育成強化を進める。

7 企業防災の促進〔本部事務班、（県）〕

(1) 事業所等の役割

事業者は、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務をどのように継続させるかについて事前に計画を定めておく必要がある。

このため、事業者はそのマネジメントのための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、燃料・電力など重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保、計画の点検・見直し等を実施するなど、防災活動の推進に努める。

(2) 市の役割

市は、事業者の事業継続計画（BCP）の策定や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。

また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組を支援する。

8 地区防災計画の策定

(1) 地区防災計画の策定

自主防犯防災組織等は、当該地区内の居住者及び当該地区内に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区内における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を策定することができる（災害対策基本法第42条第3項）。

(2) 地区防災計画の策定支援

市は、自主防災防犯組織が、それぞれの組織において災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ以下の事項を記載した地区防災計画を定めるよう支援する。

1) 地域及びその周辺の危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関するこ

と。

- 2) 地域住民の任務分担及び連絡に関すること。
 - 3) 防災訓練の時期、内容等及び市が行う訓練への積極的な参加に関すること。
 - 4) 防災関係機関、組織本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。
 - 5) 出火防止、消火に関する役割、消火剤その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
 - 6) 避難場所、避難経路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。
 - 7) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。
 - 8) 要配慮者、特に避難行動要支援者の避難支援に関すること。
 - 9) 救助用資機材の配置場所及び点検整備に関すること。
 - 10) その他自主的な防災に関すること。
- (3) 地区防災計画素案の本計画への記載

市は、地区防災計画素案の提案を受けた場合、市防災会議において、その必要があると認めるときは、本計画に当該地区防災計画を定める(災害対策基本法第42条の2)。

資料41 地区防災計画の作成例(項目)

第7項 災害ボランティアの活動環境の整備計画

[市民支援班、（市社会福祉協議会）、（各学校（園））]

災害時において、ボランティア活動が円滑に進められるよう関係機関・関係団体と連携を図りながら、その活動を支援するための環境整備に努める。

1 基本的な考え方

市は、ボランティアの自主性を尊重し、その活動に対し支援と協力を行うとともに、ボランティアと被災地の調整役となる災害ボランティアコーディネーターの育成や、県ボランティア・NPO活動情報提供システム等を活用しながら、活動分野の需要の把握や受入体制を推進する。

2 平常時の連携

市とボランティア等は、相互に協調しあうことが必要であり、災害時に情報連絡が円滑に行えるよう、市は、次の機関又は組織等へ協力を依頼する。

- (1) 市社会福祉協議会
- (2) 市内の社会福祉関係団体等のボランティア組織
- (3) 企業・労働団体
- (4) 学生等
- (5) 一般ボランティア

3 ボランティア活動拠点・資材の提供

災害時に、災害ボランティアの受入れ及び活動のための拠点となる場所やそのための資材を、斡旋又は提供できるよう検討し、整備に努める。

4 ボランティア活動への補償整備

ボランティア活動に伴う事故等に備え、ボランティア活動保険への加入の検討を行う。

5 福祉教育の推進

小学校就学時から児童・生徒が福祉や社会貢献について関心を持ち、理解を深めるよう、地域や施設で交流・体験する機会を、福祉協力校の活動や福祉体験学習の取組を通じて拡大する。

6 ボランティア団体への災害時初動活動支援

市は、ボランティア団体を対象として、災害時においても活動目的が達成できるよう、災害発生時の初動活動、防災ボランティア活動や避難所運営等に必要な知識の習得や訓練の機会を提供する。

7 ボランティア団体間のネットワークの推進

市は、平常時からボランティア団体又は活動団体が、地域や拠点において相互に交流・協力を深め、連絡会や研究会を通じて、それぞれの主体的活動を生かした民間団体同士のネットワークを築いていけるよう支援する。

第8項 消防団員による地域防災体制の充実強化

[本部事務班、消防班]

消防団は、地域住民を中心とした組織として、他の組織と連携しながら地域の安全確保に努める。また、消防団員数を確保することにより防災力、消防力の強化を図る。

市は、団員確保に向けた啓発や資機材の整備等、消防団の充実強化に努める。

1 消防団の役割

消防団は、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減・安全確保に努める。

2 他の組織との連携

(1) 県下消防団との連携

地域の防災力の柱となる奈良県下各市町村消防団との連携をさらに強化する。

- 1) 消防防災に関する普及啓発活動、特別警戒等の予防活動
- 2) 大規模災害時を想定した実践的な実動（初期消火・避難誘導・応急手当等）・図上訓練

(2) 自主防災防犯組織との連携

自主防災防犯組織との連携をさらに強化する。

- 1) 定期的な合同訓練等による連携強化
- 2) 自主防災防犯組織の活性化等を図る際の積極的な協力

(3) 事業所との連携

団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取組、事業所の防災活動との連携のための取組を強化する。

- 1) 特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対して表彰制度を創設・充実
- 2) 事業所の自衛消防組織との連携の促進

(4) 地域コミュニティとの連携

将来を見据えた市民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

3 消防団員数の確保

(1) 総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

第2章 災害予防計画 第3節 災害に強い市民づくり計画

(2) 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

(3) 機能別分団員の入団促進等

消防団の組織の活性化のため、女性消防団員及び学生消防団員の入団促進と、団員数の確保に努める。

また、地域支援分団員（日中等要請時の活動のみを実施する分団員）についても同様に入団の促進と団員数の確保に努める。

(4) 消防団応援の店の拡充

事業所等の協力を得て登録店の拡充をすることで消防団の魅力を広く発信し、地域の活性化と継続的な団員の確保を目指す。

第9項 文教対策の推進

[（各学校（園））、（教育委員会）]

児童生徒等及び教職員の安全を確保し、学校、その他教育機関の建物等の文教施設及び設備を災害から守るために必要な計画を策定し、その推進を図る。

1 児童生徒等の安全確保対策

(1) 東日本大震災において、児童や生徒に無人の自宅に帰宅するよう指導し問題となった例を踏まえ、震度5弱以上の地震が発生した場合は、安全が確認された後に保護者へ引き渡すことを原則とする。

保護者が引き取れない、又は時間を要する場合には、学校等で待機することを基本とする。

学校等が被害を受けている場合は、あらかじめ学校等が定めた近隣にある避難場所等で待機することを基本とする。

(2) 大規模地震等の発生時には、通信手段が不通となることが予想されるため、平常時より保護者に対して、児童生徒等の引渡しや待機の対応について周知しておく。

(3) 非常時における児童生徒等の引渡しに関して、保護者への情報伝達が確実にできるよう、複数の連絡先及び連絡手段（電話、学校メールやホームページ等）を整備するよう努める。

(4) 児童生徒等を学校や幼稚園等で避難・待機させることができるよう、飲食料品等の備蓄を整備する。

(5) 学校や幼稚園等は、災害発生時における児童生徒等の安全を確保するため、平常時より危機管理マニュアル等を整備しておく。

2 登下校・登退園の安全確保

児童生徒等の登下校・登退園時の安全を確保するため、あらかじめ指導計画を学校・園ごとに策定し、平常時から児童生徒等及び保護者への周知を図る。

(1) 通学路の安全確保

1) 通学路は、警察署、消防団、自主防災防犯組織等と連携し、校区内の危険箇所を把握しておく。

2) 各児童生徒等の通学路・通園路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり確認しておく。

3) 幼児の登退園時は、原則として個人又はグループごとに保護者が付き添うようにする。

第2章 災害予防計画 第3節 災害に強い市民づくり計画

(2) 登下校等の安全指導

- 1) 地震災害時の登下校の安全対策等について、防災訓練等により検証し、指導計画の内容を確認し、必要に応じて改善を行う。
- 2) 通学路や通園路の危険箇所は、児童生徒等への注意喚起と保護者への周知徹底を図る。
- 3) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

第4節 災害抑止のための計画

第1項 防災資機材・食糧等備蓄計画

[本部事務班、土木復旧第一班、保健救護班、市民支援班、消防班、水道部各班]

大規模災害発生時には、道路や通信網が途絶するとともに、広域にわたり物資調達需要が発生することが予想されるため、防災資機材・食糧等に関し一定量の備蓄を計画的に行う。また、市民が自ら備蓄を行うよう啓発に努める。

災害応急対策に必要な防災資機材・食糧等は、災害時に機能が十分に発揮できるよう、市内各地区に防災倉庫を設置し保管する。防災倉庫は、備蓄の分散化を図るための分散備蓄倉庫を設置するとともに、機動的に運用するための集中備蓄倉庫を設置して計画的に点検し、整備する。

また、災害時の新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のため、マスク、アルコール消毒液及び非接触型体温計等の備蓄の充実を図る。

資料47 防災倉庫の設置数（集中備蓄倉庫と分散備蓄倉庫）

1 防災資機材・食糧等整備点検の分担

- | | | |
|-------------|-------|---------------------------------|
| (1) 水防用資機材 | ----- | [土木復旧第一班、消防班] |
| (2) 防疫用資機材 | ----- | [保健救護班] |
| (3) 消防用資機材 | ----- | [消防班] |
| (4) 災害用備蓄物資 | ----- | [本部事務班、土木復旧第一班、市民支援班、消防班、水道部各班] |

2 防災資機材整備点検の実施

整備点検の実施については、梅雨期前、台風期前及び火災多発期前に行うものとし、不足資機材についてはその都度補充する。

- (1) 整備項目
 - 1) 水防、消防等の資機材
 - 2) 特殊車両
 - 3) 建設用資機材
 - 4) 医薬品、薬剤等の医療品
 - 5) その他災害用装備資機材（広報車など）
- (2) 保有資機材の点検
 - 1) 不良箇所の有無

第2章 災害予防計画 第4節 災害抑止のための計画

- 2) 機能試験の実施
- 3) 種類、規格と数量の確認
- 4) 薬剤等の効能の確認
- 5) その他

3 災害用備蓄物資の整備

- (1) 災害時に使用した備蓄物資は、速やかに補充する。
- (2) 管理責任者は、定期的に保管倉庫を巡視し、管理に十分注意する。
- (3) 備蓄物資受払簿を備えて出納の記録を行う。
- (4) 非常食については、平成28年の熊本地震時の熊本市におけるピーク時最大避難者数が約11万人（人口の約14.7%）であったことをもとに、約5万人の3食分を備蓄目標数とする。
- (5) 発災直後、最低限必要な生活必需品としては毛布があげられ、流通備蓄を含め(4)の基準と同様に約5万人の1枚分を備蓄目標数とする。
- (6) 大規模災害時の緊急対応として、災害用備蓄水やテント付き簡易トイレ、テント型間仕切り、発電機及びポータブル蓄電池等の備蓄を図る。
- (7) 避難所における新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策として、マスク、アルコール消毒液、非接触型体温計、ウェットティッシュ、液体ハンドソープ等の備蓄を行う。

4 流通備蓄の推進

災害時の生活関連物資等の確実な供給と被災者の要望にきめ細かく対応するため、公的備蓄のみならず、あらかじめ、企業等と協定を締結し、在庫量を確保する。

協定締結にあたっては、指定場所への配送も含むことを企業等に確認しておく。

5 防災資機材及び災害用備蓄物資の現況

防災資機材及び災害用備蓄物資の現況は、資料編による。

資料43 水防倉庫

資料44 水防用資機材

資料45 防疫用資機材

資料46 消防用資機材

資料48 災害用備蓄物資一覧表

6 食糧の備蓄

(1) 必要量

次の条件下において食糧の必要量は約15万食と算出される。

- 1) 平成28年の熊本地震時の熊本市におけるピーク時最大避難者数が約11万人で人口の約14.7%であったことをもとに、避難者数を約5万人と想定する。
- 2) 発災直後、生命を維持するために必要な食糧は3食とする。

(2) 供給可能量

市の備蓄食糧を資料集に示す。

資料48 災害用備蓄物資一覧表

(3) 整備計画

- 1) 各世帯、企業、宿泊施設等は、1週間分（最低3日分）の食糧の確保に努める。
- 2) 市は、民間業者と協定を締結し、流通在庫における食糧供給を確保する。

7 生活必需品の備蓄

(1) 必要量

次の条件下において、毛布の必要量は約5万枚と算出される。

平成28年の熊本地震時の熊本市におけるピーク時最大避難者数が約11万人で人口の約14.7%であったことをもとに、避難者数を約5万人と想定する。

(2) 供給可能量

市の毛布及びその他の生活必需品の備蓄量を資料集に示す。

資料48 災害用備蓄物資一覧表

(3) 整備計画

- 1) 各世帯、企業、宿泊施設等は、それぞれ必要量の毛布の確保に努める。
- 2) 市は、民間業者と協定を締結し、流通在庫における生活必需品の供給を確保する。

8 個人備蓄の推進

「自らの安全は自ら守る」のが防災の基本であることから、市民に対して以下に示す食糧、飲料水の備蓄及び非常持出し品の準備等の普及、啓発を図る。

(1) 食糧

家族一人当たり1週間分（最低3日分）の主食、副食等の保存食を平常時から備蓄しておく。

特に、主食については、米が調理不可能な場合も考えて、乾パンや缶詰など、調理不要な食糧も用意しておく。

第2章 災害予防計画 第4節 災害抑止のための計画

備蓄食糧は、賞味期限等に注意し、ローリングストック法*等により、日常生活の中で継続して備蓄できるように努める。

※ローリングストック法とは、日常的に非常食を食べて、食べたらいきなり買い足すという行為を繰り返し、常に家庭に新しい非常食を備蓄する方法

(2) 飲料水

災害による断水が長期に及ぶ場合には、市により速やかに応急給水を実施するが、各家庭においても、水質等に注意し、1週間分（最低3日分）の飲料水（ペットボトル等）を備蓄しておく。

(3) 生活用水「飲料水以外の生活に必要な水（洗濯・食器洗い・トイレなど）」

- 1) 生活用水として日頃から浴槽や貯水槽等に貯水するよう心がける。
- 2) 井戸のある家庭については、災害時に生活用水として活用できるように維持管理に努める。
- 3) 市は、災害時における家庭用などの井戸水の有効利用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保を図る。

(4) 非常持出し品等

非常時の持出し品として、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を準備し、保管場所を決めておく。

このほか、避難所の感染症対策として、マスク、体温計、アルコール消毒液やウェットティッシュなどを用意しておく。

医薬品や乾電池については、期限等に注意し、定期的に点検して入れ替えを行う。

その他、携帯トイレやトイレットペーパーの備蓄を行うほか、自動車へのこまめな満タン給油に努める。

第2項 防災施設整備・活用計画

[本部事務班、消防班、水道部各班]

災害通信施設の充実、維持管理に努めるとともに、消防局第2庁舎を災害時の避難所として活用する。

1 災害通信施設 [本部事務班、消防班、水道部各班]

災害時における各種情報の収集や伝達を迅速かつ的確に行うために、有線電話と無線電話の設備整備に努める。

(1) 市防災行政無線の活用

災害時における情報収集体制を確立し強化するため、防災行政無線を活用する。

(2) 消防通信指令総合システムの活用

災害通報処理の迅速化、消防部隊への的確な指令、各署所と各種情報に関する収集及び伝達手段の確立を図る。

(3) その他の無線通信網の整備

1) 奈良県防災行政無線

関係機関と密接な連絡を保ち、使用方法を習熟しておく。

2) 水道無線網

災害時の情報収集体制を確立しておく。

(4) 有線通信連絡網の整備

1) 非常・緊急電話の整備を図るとともに、使用方法を習熟しておく。

2) その他の有線通信連絡網の整備

その他の有線通信連絡網としては、電話、ファクシミリ等があり、文字、図形情報の伝達のためにファクシミリの拡充等を図る。

2 防災体験装置の活用 [消防班]

さまざまな災害に備え、令和3年度から市民防災教育啓発事業として屋外型の防災体験装置の運用を開始している。

同装置は、市民への防災啓発のための地震、煙避難、消火、119番通報体験等の各種体験を各地区の自主防災訓練及び小学校等へ出向き、より多くの市民に防災体験を通して市民の防災意識の高揚を図るために活用する。

第3項 緊急地震速報の活用計画

[本部事務班]

気象庁が発表する緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。

1 緊急地震速報の内容

緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。

2 伝達体制及び通信設備等の充実

迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信設備等の充実を図る。

3 利活用マニュアルの整備

来客者及び職員の安全確保を図るため、公共施設等において、緊急地震速報の利用方法等を定める緊急地震速報利活用マニュアルの整備を図る。

4 普及、啓発

緊急地震速報はその特性や限界をよく理解した上で利用することにより、減災効果を高めるとともに混乱や事故などを防ぐことが期待される。

そのため、市は、市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。

5 訓練等による活用

防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

第5節 ライフラインに関する計画

第1項 通信施設予防計画

[(西日本電信電話(株)奈良支店)]

西日本電信電話(株)は、災害・重大災害が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備など電気通信設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施する。

また、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に重要通信を疎通させるため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

1 電気通信設備等の防災計画

(1) 水害対策

- 1) 豪雨・洪水等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- 2) 通信用建物は水防板・水防扉等の設置及び建物の嵩上げを実施する。

(2) 風害対策

暴風のおそれがある地域にある電気通信設備について、耐風構造化を行う。

- 1) 無線鉄塔をはじめ構造物全体を耐風構造とする。
- 2) 電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。

(3) 火災対策

火災に備え、主要な電気通信設備について耐火構造化を行う。

- 1) 建物の不燃化及び耐火構造を実施するとともに、延焼防災のための防火扉、防火シャッターを設置する。
- 2) 火災報知機・警報設備及び消火設備を常備する。

(4) 電気通信システムの高信頼性

- 1) 重要通信センターの分散配置並びに中継伝送路の他ルート構成又はループ化構成を図る。
- 2) 通信ケーブルの地中化を推進する。
- 3) 重要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- 4) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

2 災害対策用機器及び車両の確保

災害が発生した場合、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するため、災害対策用機器及び車両を配備する。

3 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。

4 防災に関する教育、訓練

- (1) 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうるよう、社員等に対して防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。
- (2) 県及び市町村等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参加する。

5 災害時優先電話

県、市町村及び防災関係機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置する。

資料63 災害時優先電話一覧表

第2項 電力施設予防計画

[(関西電力送配電(株)奈良支社)]

関西電力送配電(株)奈良支社は、次の災害予防計画を実施する。

1 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

2 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練に積極的に参加する。

3 電力設備の災害予防措置に関する事項

各種災害対策として必要に応じ以下の設備対策を実施する。

(1) 水害対策

1) 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。

やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

2) 変電設備

浸水又は冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

(3) 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

第2章 災害予防計画 第5節 ライフラインに関する計画

1) 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

2) 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

3) 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

(4) 雷害対策

1) 送電設備

架空地線、避雷装置、アークホーンの設置及び接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

2) 変電設備

耐雷遮蔽及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

3) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

(5) 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

(6) 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、高圧ガス保安法等に基づき、設備ごとに所要の対策を講ずる。

(7) 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から協力会社へのPRを徹底する。

4 防災業務施設及び設備等の整備

(1) 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

- 1) 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備
- 2) 地震動観測設備
- (2) 通信連絡施設及び設備
 - 1) 通信連絡施設及び設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設及び設備の整備並びに情報伝達手段の強化を図る。

 - ア 無線伝送設備
 - ア) マイクロ波無線等の固定無線回線
 - イ) 移動無線設備
 - ウ) 衛星通信設備
 - イ 有線伝送設備
 - ア) 通信ケーブル
 - イ) 電力線搬送設備
 - ウ) 通信線搬送設備、光搬送回線
 - ウ 交換設備（防災関係機関との直通電話を含む。）
 - エ IPネットワーク回線
 - オ 通信用電源設備
 - 2) 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。
- (3) 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。
- (4) コンピュータシステム

コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピュータシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震対策、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。
- (5) 水防・消防に関する施設及び設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。

 - 1) 水防関係
 - ア 防水壁、防水扉等の浸水対策施設
 - イ 排水用のポンプ設備

第2章 災害予防計画 第5節 ライフラインに関する計画

- ウ 各種舟艇及び車両等のエンジン設備
- エ 警報用設備
- 2) 消防関係
 - ア 消火栓
 - イ 各種消火器具及び消火剤
 - ウ 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備
- (6) 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備等
 - 被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設及び設備の整備を図る。
 - 1) 防油堤、流出油等防止堤、オイルフェンス展張船、ガス検知器、漏油検知器
 - 2) オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材
- (7) その他災害復旧用施設及び設備
 - 重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電機設備等を確保し、整備・点検を行う。

5 復旧用資機材等の確保及び整備

- (1) 復旧用資機材の確保
 - 平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等の確保に努める。
- (2) 復旧用資機材の輸送
 - 平常時から復旧用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。
- (3) 復旧用資機材の整備点検
 - 平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。
- (4) 復旧用資機材の広域運営
 - 平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき他業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。
- (5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄
 - 平常時から食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。
- (6) 復旧用資機材等の仮置場の確保
 - 災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

6 電気事故の防止

- (1) 電気工作物の巡視、点検、調査等
 - 電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合に

は、特別の巡視)及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

1) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。

ウ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

エ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。

オ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、及び電気工事店等で点検してから使用すること。

カ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

キ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

ク 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止の注意喚起を図ること。

ケ その他事故防止のため留意すべき事項

2) PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ及びSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

3) 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

第3項 ガス施設予防計画

[（大阪ガスネットワーク㈱北東部事業部）]

大阪ガスネットワーク㈱北東部事業部は、被害を最小限にとどめるとともにガスによる二次災害防止を目的として、ガスの供給に係る設備、体制及び運用について災害予防対策を推進する。

1 基本方針

ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置並びに維持管理、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等の総合的な災害予防対策を推進する。

2 予防計画の内容

(1) 防災体制

保安規程に基づき、「防災業務計画」及び「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」等を作成し、当社及び関係工事会社等の保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) ガス施設対策

風水害の発生が予想される場合は、予め定めた主要供給路線、橋梁管及び浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(3) その他防災設備

1) 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

ア ガス漏れ警報設備

イ 圧力計・流量計

2) 連絡・通信設備

災害発生時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

3) 資機材の点検整備

早急に復旧又は応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

(4) 教育訓練

社員等関係者に対する防災教育

(5) 広報活動

1) 顧客に対する周知

パンフレット等を利用して、ガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

2) 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

第4項 鉄道施設予防計画

[(西日本旅客鉄道株) 、 (近畿日本鉄道株)]

西日本旅客鉄道株及び近畿日本鉄道株は、災害時における鉄道関連施設の被害軽減並びに乗客等の利用者の生命と身体の安全を図るため、関連規定等に準拠して予防計画を具体的に策定し、公共の安定を図る。

1 西日本旅客鉄道株の予防対策

(1) 施設の概況

市内に存在する西日本旅客鉄道株の路線は、関西本線及び桜井線であり、その施設の概要を資料集に示す。

資料49 施設の概況（西日本旅客鉄道株）

(2) 防災施設の維持・改良等

- 1) 橋りょうの維持・補修及び改良強化
- 2) 河川改修に伴う橋りょうの改良
- 3) 法面、土留の維持及び補修並びに改良
- 4) 鉄道防護林の改造及び落石防護設備の強化
- 5) 建物等の維持・補修
- 6) 通信設備の維持・補修
- 7) 空頭不足による橋桁衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- 8) 路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- 9) その他防災上必要なもの

(3) 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、常時定期的に全ての構造物に対する点検を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所の早期発見に努め、必要に応じて随時精密な検査を行い、必要な措置を講ずる。

(4) 関係機関との連携

部内外の機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

2 近畿日本鉄道株の予防対策

(1) 施設の概況

市内に存在する近畿日本鉄道株の路線は、京都線、奈良線、けいはんな線及び橿原線であり、その施設の概要を資料集に示す。

資料50 施設の概況（近畿日本鉄道株）

(2) 災害予防計画の方針

列車運転の安全確保に必要な路線及び諸施設の実態と周囲の諸条件を把握し、施設の維持管理に努めるとともに各種災害に対処し得る体制を整備しておく。

(3) 防災施設の維持管理計画

- 1) 橋りょうの維持補修及び管理強化
- 2) 河川改修に伴う橋りょう管理
- 3) 法面、土留擁壁の維持改修及び管理強化
- 4) トンネルの維持、補修及び管理強化
- 5) 建物等の維持補修並びに管理強化
- 6) 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- 7) 電線路支持物の維持補修及び管理強化
- 8) その他防災上必要な設備管理

(4) 災害警備体制の確立

- 1) 気象観測機器の整備
- 2) 災害時の連絡体制、配備体制の確立
- 3) 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底
- 4) 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
- 5) 防災訓練の実施

第5項 道路施設予防計画

[土木復旧第一班]

道路施設被害を軽減して交通障害を防止しかつ緊急輸送を円滑に行うために、災害予防対策に従事する者は、平常時から道路、橋りょうについての危険箇所及び回道路を調査して逐次改良及び補修に努める。

1 道路及び橋りょうの危険箇所の調査

市管理の道路及び橋りょうのうち、特に未改良道路の危険箇所又は橋りょうの荷重制限の必要箇所を調査して、その状況を把握しておく。

2 維持補修及び改良

災害による被害の軽減を図るために、上記調査による危険箇所について可能な限りの補修を行い、また幅員3m未満の道路で自動車交通の不能な道路並びに通行上危険の伴う橋りょうについては、逐次改良施工するように努める。

3 復旧用資機材等の点検・整備

災害発生時における道路及び橋りょうの破損・崩壊箇所を迅速に補修するために、工事に必要な資機材、重機、車両を保有して、平常時から数量及び機能について点検・整備を実施する。

4 関係機関の連携強化

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より関係機関相互の連携強化に努める。

5 道路利用者等への周知

道路防災週間等の防災関連行事を通して、災害・事故の危険性を周知するとともに、市ホームページやパンフレット等により、防災・事故に対する知識の普及に努める。

第6項 水道施設予防計画

[水道部各班]

平常時から水道施設を整備点検し、災害時にもできる限り断水を防止して円滑に送水できるよう対策を講じる。

また、一時的に送水不可能になった場合においても応急処置による給水が行えるよう、平常時から対策を整えておく。

1 導水管、浄水施設、送水管、配水本管等 [水道部各班]

(1) 水道施設の点検

水道施設の点検として、緑ヶ丘浄水場、木津浄水場、須川ダム及び各取水口からの隧道、導水管等の設置箇所の地盤について、特に地くずれ等の生じやすい箇所の事故を防止するため、月1回以上の巡視を行う。

配水本管については、配水池及び配水塔等で給水量及び水位を連続監視し、事故の早期発見に努める。

(2) 水道施設の耐震化

浄水施設については、緑ヶ丘浄水場の処理系統の中で急速ろ過、西系統に対して耐震診断を行い、設備更新と合わせて耐震補強工事を施工する。管路については、奈良市水道事業送配水施設整備計画に基づき、基幹管路の更新に合わせて耐震化を行う。また、送水ネットワークを構築し、3系統4水源（木津浄水場、緑ヶ丘浄水場、白川県水受水、登美ヶ丘県水受水）の相互融通型の運用を目指している。

配水池については、耐震診断の結果に基づき強度に問題があったものに対し、順次、耐震補強工事を施工する。

資料51 配水池緊急遮断弁等設置箇所

2 相互融通連絡管 [総務班、復旧班]

北和四市（奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市）の間で水道管を連結して、災害緊急時に水道水の相互融通を行えるようにする。

資料52 相互融通連絡管設置計画箇所

3 応急給水に係る整備点検 [水道部各班]

災害時における給水施設の被災により一時的に送水不能となったり、あるいは飲料水の汚染等により飲料に適する水を得ることができなくなる事態に備えて、平常時から給水車及び耐震性貯水槽施設等を定期的に点検整備し、その他応急給水活動に必要な給水

タンク・仮設水槽並びに給水袋などの管理を行う。

4 資材の確保 [水道部各班]

災害により被災した給水施設を迅速に応急復旧できるよう、平常時から一定量の復旧資材を備蓄しておく。

応急復旧工事に対する各地からの支援を受けやすいように、可能な限り資機材、設備等の規格、施工方法等について統一しておく。

復旧に必要な資材については、次のとおりとする。

(1) 送水管及び口径350mm以上の配水管の復旧に必要な資材について

資材は管製造業者に事前の確保を要請し、復旧作業は管工事を管製造業者及び道路等の掘削工事を土木業者に要請しておく。

(2) 口径300mm以下の配水管の復旧に必要な資材について

資材は企業局が確保し、復旧作業は奈良市企業局給配水管等修繕業務委託業者及び奈良市企業局指定給水装置工事事業者関係組合に要請しておく。

5 都祁水道・月ヶ瀬簡易水道の施設 [水道部各班]

水道部各班は、都祁水道及び月ヶ瀬簡易水道施設の被害を最小限に止めるために、次の整備等を行う。

(1) 老朽化した送配水管の耐震管等への取替え、又水道施設については耐震構造の点検を行い、補強等耐震工法の検討、施工を早期に行う。

(2) 応急復旧に必要な資機材の備蓄、調達体制の整備

(3) 復旧作業は奈良市企業局給配水管等修繕業務委託業者及び奈良市企業局指定給水装置工事事業者関係組合による災害時の応急復旧工事の体制整備

(4) 都祁水道及び月ヶ瀬簡易水道施設の定期巡回点検整備の強化

資料53 都祁水道及び月ヶ瀬簡易水道の施設箇所

第7項 下水道施設予防計画

[土木復旧第一班]

災害時において下水道の合流式区域における市街地の浸水に対する安全性の向上を図るため、定期的に下水道管の点検、しゅんせつ※を行い、特に浸水のおそれのある地域については、重点的に励行する。

下水道事業の実施については、事業認可区域内において緊急かつ効果的な地域から速やかに促進を図る。

※しゅんせつ：川や堀などの水底をさらって、深くすること。

1 下水道施設の維持管理

下水処理場、下水管、電気設備、通信設備等に関して、平常時から巡回点検を行って老朽箇所の補修・改良を実施する。

また、合流管には、土砂の流入、堆積が少なからずあるため管渠の清掃、しゅんせつを励行し、ごみ等の混入を防ぐよう努力する。

2 浸水危険箇所の調査

合流式下水道の浸水危険箇所については、河川・水路管理者等と連携して調査し、それぞれの箇所ごとに可能な限りの予防措置を行い、被害の軽減を図る。

3 下流河川の改修整備の要請

下水道事業の進捗に伴って市街地の排水状態が良好となり、その流出量が多くなる。そのため、公共下水道の各吐出口にあたる下流河川が氾濫するおそれがあることから、改修の必要な河川については関係課に早期に改修整備するよう要請する。

第6節 調査・研究計画

[本部事務班]

防災対策を有効なものとするため、必要に応じて、情報交換、資料収集、調査研究を行って、市の特性に応じた地域防災計画の改訂に役立てる。

1 防災関係機関との情報交換

防災対策について、国、都道府県、他市町村、指定地方行政機関と連絡を密にして、平時から情報交換を行い「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努める。

2 防災に関する図書・資料等の収集・整理

防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

3 防災に関する調査・研究

市域の状況の変化や調査技術の進展にあわせて、防災に関する調査・研究を実施するように努める。

また、情報通信分野をはじめ、めざましく進歩する科学技術の防災行政への活用についても積極的に検討する。